昭27.4.23.

官報

主要目次

法律
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律　四三三頁

政令
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令　四四三
○最高裁判所事務総局規則等の一部改正　四四四

最高裁判所規則
○内閣及び総理府所管旅費取扱規程指定　四四四
○北海道開発事業に従事する職員の日額旅費支給規程　四四七
○警察予備隊の職員の規律及び懲戒に関する規程の一部改正　四四八
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　四四八

告示
○鉱区禁止地域指定請求（京都府）　四五一
○社債等登録法施行令第一条第一項第二号但書の会社指定　四五二
○食糧増産確保施設補助金交付規程の一部改正　四五四
○輸入に関する事項の公表（第十四回）　四五四
○清水沢郵便局等に郵便物集配事務開始　四五六
○伊和簡易郵便局設置　四五六
○富郵便局等に電話交換業務開始　四五六
○大湊角逢郵便局の電報の受付及び電話通話事務廃止　四五六

総理府公告
○公職資格訴願審査結果公告（第十三号）　四五八

法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第九十五号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第一條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第十一條」に、「第十二條の二」を「第十二條」に、「第二十六條」を「第二十五條の二」に改める。

第一條中「連合国最高司令官の要求」を「日本国との平和條約第十五條及び第十七條の規定」に改める。

第二條第二項各号を次のように改める。

一　日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国（以下「連合国」という。）

二　連合国の公共団体又はこれに準ずるもの

三　連合国の国籍を有する者

四　連合国の法令に基き設立された法人その他の団体

五　前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものがその株式若しくは持分（当該法人その他の団体の役員が前各号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの又は営利を目的としない法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものが支配するもの

第二條第三項各号を次のように改める。

一　旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第一項に規定する敵産管理人（以下「旧敵産管理人」という。）が選任された際その管理に付せられた財産（旧捕獲審検令（明治二十七年勅令第百四十九号）に基く捕獲審検所又は高等捕獲審検所の捕獲の検定があつた財産（以下「捕獲の検定があつた財産」という。）を除く。）で、当該管理に付せられた時において連合国人等（前項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の署名国及び同條約第二十六條に規定する国（日本国を除く。）」と読み替えた場合において、同項各号に掲げるものに該当するものをいう。以下同じ。）であつた者が当該時において有していたもの

二　前号に掲げる財産で旧外貨債処理法（昭和十八年法律第六十号）第二條第一項の規定により借り換えられた外貨債以外のもの（以下本号において「第一号財産」という。）から生じた天然果実又は第一号財産に起因して取得された財産のうち、当該第一号財産が旧敵産管理人の管理に付せられた時後生じ、又は取得されたもので、当該第一号財産をその時において有していた者（当該第一号財産がその時後包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該第一号財産を取得した者を含む。）がその生じ、又は取得された時に取得したもの

三　前号に掲げる財産（以下本号において「第二号財産」という。）から生じた天然果実又は第二号財産に起因して取得された財産で、当該第二号財産が生じ、又は取得された時に当該第二号財産を取得した者（当該第二号財産が包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該第二号財産を取得した者を含む。）が当該天然果実が生じた時又は当該第二号財産に起因して取得された財産が取得された時に取得したもの（本号中「前号に掲げる財産」又は「第二号財産」とあるのをそれぞれ「本号に掲げる財産」又は「本号財産」と読み替えた場合において該当するものを含む。）

四　捕獲の検定があつた財産のうち、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の規定により連合国人に所有権が回復されたもので主務大臣が指定するもの

五　第二号から第三号までに掲げるもの及び捕獲の検定があつた財産を除く外、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内のいずれかの時において本邦内にあり、且つ、主務大臣が第十二條第二項の規定による認定の請求に基き同期間内における政府又は日本人による不当な取扱に因り侵害されたと認定した財産のうち、その侵害があつた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもので主務大臣が指定するもの

六　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金

第二條第四項第一号中「返還請求権者に」を削り、同項第二号、第五号及び第八号を削り、同項第七号中「財産」の下に「及び第十二條の二第五項、第十七條第三項又は第十七條の二の規定による告示があつた財産」を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第四号中「第二十條第二項（同令第二十條の二第十二項又は第三十二條第四項において準用する場合を含む。）」を「第十八條第四項、第十九條第一項若しくは第三十二條第三項」に改め、「通知」の下に「若しくは同令第三十二條第五項の規定による告示」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までとして次のように加える。

四　旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合

毎日文庫

国一とあるのを「日本国との平和條約の署名国及び同條約第二十六條に規定する国（日本国を除く。）」と読み替えた場合において、同項第五号に掲げるものに該当する法人で営利を目的とするもの（以下「連合国等支配法人」という。）が当該管理に付せられた時に有していたもの及び前項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等支配法人が取得したもののうち、当該法人の株式又は持分が連合国財産である株式の回復に関する政令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項若しくは第六項若しくは第三十二條第三項の規定又は第十三條第一項第一号若しくは第五号若しくは同條第四項の規定により回復又は返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたもの

五　前項第一号から第三号までに掲げる財産である現金のうち、第八條第一項の規定により選任された管理人が管理していないもの及び日本銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれたもの

六　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の払いもどし請求権

七　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）第三條第一項又は第四條の規定により元金又は利子の支払義務について有効なものとされた外貨債又はその利札

八　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により土地等を収用することができる公共の利益となる事業の用に供している土地、建物その他の土地に定着する物件又はこれらのものに関する所有権以外の権利で主務大臣が指定するもの

第二條第五項を次のように改める。

5　第三項第一号から第三号まで及び第五号の規定の適用については、これらの号に掲げる財産である権利で時効の完成、権利を行使することができる期間の経過、権利の放棄又は混同に因り消滅したものの、その消滅の際本邦内にあつたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなし、これらの号に掲げる財産である外貨債で旧外貨債処理法第二條第一項の規定により借り換えられたもののうち、当該借換に際しその証券につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該証券を無効とする行為がされたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなす。

第二條第六項中「第八号」を「第四号又は第五号」に改め、同條第八項及び第九項を削る。

第三條第一項中「前條第三項第五号から第七号までに掲げる財産を有する者及び」を削る。

第六條第一項を削り、同條第二項中「前項の場合を除く外、」を削り、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第七條第一項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財産以外の」を削り、同條第四項第二号を削り、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に、「連合国人」を「者」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第八号」を「第五号」に改め、同項に第三号として次のように加える。

三　第二條第三項第四号に掲げる財産　当該財産について同号の捕獲の検定があつた時

第八條第四項中「第二條第三項第五号から第七号までに掲げる財産以外の」を削る。

第十二條を削り、第三章中第十二條の二の前に次の一條を加える。

（財産の現状の調査の請求の手続及び現状の通知）

第十二條　第七條第四項第一号から第三号までに掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又はその者の包括承継人で連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の現状の調査の請求をすることができる。

2　連合国人が昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府又は日本人による不当な取扱に因り財産が侵害され、且つ、当該財産が同期間内のいずれかの時において本邦内にあつたと認める場合において、当該財産をその侵害があつた時において有していた者が連合国人であるときは、当該連合国人は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の現状の調査の請求をすることができる。但し、当該財産が第二條第三項第一号から第三号までに掲げる財産又は捕獲の検定があつた財産であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定による第七條第四項第一号若しくは第二号に掲げる財産の現状の調査の請求又は前項の規定による侵害の認定及び財産の現状の調査の請求は、前二項の規定により当該請求をすることができる者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、その者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、第一項の規定による第七條第四項第三号に掲げる財産の現状の調査の請求は、当該財産が第二條第三項第四号の規定により指定された時から九月内に、しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定は、第二條第四項各号に掲げる財産、第十二條の二第一項、第二項又は第四項の規定により返還の請求がされた財産及び連合国財産である株式の回復に関する政令第四條第一項、第二項又は第四項の規定により回復の請求がされた株式については、適用しない。

5　主務大臣は、第一項の規定により同項に規定する者から財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して当該財産の現状を通知しなければならない。

6　主務大臣は、第二項の規定により同項に規定する者から侵害の認定及び財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して認定の結果を通知し、且つ、侵害があつたと認定したときは、当該財産の現状を通知しなければならない。

7　第一項、第二項、第五項又は前項の規定による請求又は通知は、当該請求をする者が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

8　第一項及び第二項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

第十二條の二を次のように改める。

（返還請求の手続）

第十二條の二　第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国以外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国以外の国の国籍を有する者又は日本国以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、主務大臣がそれぞれ前條第八項に規定するその者の包括承継人で当該財産の返還請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。）で連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求することができる。但し、その第七條第四項各号に掲げる連合国財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害についての連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

2　前項の規定による連合国財産の返還請求権の承継人で連合国人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求することができる。

3　前條第七項の規定は、前二項の規定による財産の返還の請求について準用する。

4　第一項又は第二項の規定により連合国財産の返還を請求することができる者（以下「返還請求権者」という。）が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府は、主務省令で定める手続により、当該返還請求権者に代り、主務大臣に対して直接に、当該連合国財産の返還を請求することができる。

5　主務大臣は、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出があつたため、第一項但書の規定により返還の請求をすることができなくなつた連合国財産があるときは、これを告示する。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「返還請求権者」の下に「又は前條第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加え、「第十四條」を「第十四條の規定により国が所有し、且つ、占有している財産の返還をする場合、同條の規定により第二條第三項第四号に掲げる財産を返還する場合」に改め、同項第二号中「且つ、」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第三号中「占有者」の下に「で国以外の者」を、「又は」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第四号中「返還請求権者に」を「当該返還を請求した者に」に改め、同項第五号中「当該証券を返還請求権者」を「当該証券を当該返還を請求した者」に改め、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6　主務大臣は、第一項第二号の規定により財産を譲渡したときは、第七條第一項の規定により当該財産を国に無償で譲渡することを申し出た者に対しその旨を通知しなければならない。

第十四條第一項中「返還請求権者から連合国財産である国の所有に属する財産」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から連合国財産で国が所有し、又は占有しているもの」に改め、同條第二項中「且つ、」を「又は当該返還を請求した者に」に改める。

第十五條第一項中「返還請求権者」の下に「又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府」を加える。

第十六條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から」に、「且つ、」を「且つ、当該返還を請求した者に」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「、又は第三項の規定による命令をしたとき」を削り、同項を同條第四項とし、同條第三項を次のように改める。

3　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條第一項から第四項まで及び第七條の規定は、第一項の規定により、旧外貨債処理法第二條第一項の規定によつて借り換えられた外貨債で当該外貨債が第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該借換に因り邦貨債を取得したものが返還された場合において、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條及び第七條中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債」又は「大蔵大臣」とあるのは、それぞれ「連合国財産の返還等に関する政令第十六條第一項の規定により返還された外貨債」又は「連合国財産の返還等に関する政令第三十四條第一項に規定する主務大臣」と、同法第六條第一項中「借換により邦貨債を取得した者（その者の包括承継人を含む。）」又は「当該邦貨債」とあるのは、それぞれ「返還を受けた者」又は「当該外貨債の借換により取得された邦貨債」と、同法第七條（同條第二項を除く。）中「借換により邦貨債を取得した者（前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。）」又は「邦貨債を取得した者」とあるのは「外貨債の返還を受けた者」と、同條第一項第三号中「旧外国為替管理法に基く命令により支払」とあるのは、「支払」と、同條第五項中「同項第三号に規定する利子の支払を受けた者」、「利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」又は「第七條第一項に規定する外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」、「第四條第二項の規定により有効なものとされる利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」について同項に規定する支払を受けた者（その者の包括承継人を含む。）」又は「第一項に規定する外貨債を連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は同令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が当該外貨債の利札について支払を受けているときは、当該外貨債の返還を受けた者」と読み替えるものとする。

（返還請求権の消滅）

第十七條　第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国財産の返還請求権者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、当該返還請求権者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときはその国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該財産の返還の請求がされ

なかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

2　第二條第三項第四号又は第五号に掲げる連合国財産の返還の請求がこれらの号の規定により主務大臣が当該財産を指定した時から九月内にされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

3　主務大臣は、前二項の規定により返還請求権の消滅した連合国財産があるときは、これを告示する。

（返還を請求しない旨の通知があつた財産）

第十七條の二　主務大臣は、返還請求権者から連合国財産の返還の請求をしない旨の通知があつたときは、これを告示する。

（返還を要しなくなつた財産）

第十八條　主務大臣は、第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第二項の規定により国が譲り受けた財産であるときは、同條第二項の規定により当該財産の譲渡を申し出した者に対し、当該告示に係る事項を通知しなければならない。

2　第七條第一項の規定により第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産の譲渡を申し出た者は、当該告示があつたときは、主務省令で定める手続により、当該告示があつた日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその決定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支払つて当該財産を買い受けることができる。

3　第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が、当該告示があつた日において、第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

4　第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる財産であつて、当該財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（当該財産が当該各号に掲げる時後包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該財産を取得した者を含む。）が当該告示があつた日において有しているものであるときは、当該財産は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第十九條の見出し中「金額」を「金額等」に改め、同條第一項中「第七條第四項第二号から第四号まで」に掲げる財産を当該各号」を「第七條第四項第四号に掲げる財産を同号」に、「連合国人」を「者」に改め、「第二十二條及び」を削り、同條第二項中「同條第四項」の下に「若しくは第十四條第二項」を、「申し出た者」の下に「で国以外のもの」を加え、同條第五項中「主務省令で定めるところ」を「主務省令で定める手続」に改める。

第二十條中「特別会計に属する連合国財産が返還されたときは」を「国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に第二十三條第一項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）が存していなかつたときは」に、「返還された日」を「譲渡された日」に改め、同條に次の一項を加える。

2　第十四條第二項の規定により国が所有する連合国財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）が第二十三條第一項の規定により消滅したときは、政府は、当該財産の売却価額に、当該財産の当該譲渡の際における時価を当該時価とその消滅した権利の当該譲渡の際における時価（その消滅した権利が二以上あるときは、これらの権利の当該譲渡の際における時価の合計額）との合計額で除して得た割合を乗じて得た金額を、当該連合国財産が譲渡された日の属する年度の翌年度までに、一般会計から当該特別会計に繰り入れるものとする。

第二十二條　第二條第三項第五号に掲げる連合国財産で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域において同号の侵害がされたもののうち国が有償で払い下げたものが、第十三條第一項第二号の措置若しくは同項第三号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により返還請求権者に譲渡された場合においては、当該財産を譲渡した者（当該財産が第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者）は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、国が当該財産の対価として収納した代金に相当する金額の支払を請求することができる。

第二十二條の二　第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡せず、又は消滅していない場合において、その者が昭和十六年十二月八日において本邦内に有していた財産について生じた損害額を連合国財産補償法第五條から第十三條までの規定により算出した金額（同法第十四條の規定の適用によりその者に支払われる補償金額がない場合においては、同法第五條、第六條、第八條、第十條及び第十二條中「補償時（第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支払う時をいう。以下同じ。）」又は「補償時」とあるのを「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者の所属する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時」と読み替えてこれらの規定を適用して算出した金額とし、以下本條において「損害額」という。）が第一号に掲げる金額に満たないときは、主務大臣は、その者に対し左の各号に掲げる金額の合計額から当該損害額を差し引いた金額に相当する金額の支払を請求することができ、当該損害額が第一号に掲げる金額と等しいとき、又は当該金額をこえるときは、主務大臣は、その者に対し第二号に掲げる金額に相当する金額の支払を請求することができる。

一　連合国財産補償法第十四條各号中「請求権者」又は「補償時」とあるのをそれぞれ「連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者」又は「補償時（本條の規定の適用により連合国財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者に支払われる補償金額がないときは、その者の所属する国と日本国との間に平和條約の効力が発生した時）」と読み替えた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

二　第七條第四項各号に掲げる財産でこれらの号の区分に応じ当該者が当該各号に掲げる時において有していたものを旧敵産管理人、当該者又は旧敵産管理人が売却した際におけるその売却代金（日本銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれたものを除く。）の金額

2　前項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産を当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一であつて当該包括承継人が死亡せず、又は消滅していない場合について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「その者が」、「その者に」、「有していた者の所属」又は「その

者に対し」とあるのは、それぞれ「これらの者が」、「これらの者に」、「有していた者又はその者の包括承継人の所属」又は「当該包括承継人に対し」と、同項第一号中「有していた者」又は「その者」とあるのは「有していた者又はその者の包括承継人」又は「その者又はその者の包括承継人」と、同項第二号中「当該者」とあるのは「当該これらの者」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が二以上あつた場合及びこれらの号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が死亡し、又は消滅し、その者の包括承継人が一であつて、且つ、当該包括承継人が死亡し、又は消滅している場合について準用する。

4　前三項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条第一項中「部分を除く。」の下に「若しくは第十四條第二項」を加え、同條第四項を削る。

第二十四條第六項を削る。

第五章中第二十六條の前に次の二條を加える。

（特殊財産管理勘定に属する資金の払いもどし請求権の行使等）

第二十五條の二　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の払いもどし請求権を有する者は、主務省令で定める手続により、当該資金のうち、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第二條第一項に規定する外貨債及び同法第五條第三項に規定する公債の償還金及び利子で当該勘定に払い込まれたものに相当する資金（以下第二十五條の三において「外貨債利払資金等」という。）以外のものに限り、その払いもどしを日本銀行に対して請求することができる。

2　日本銀行は、前項の規定による払いもどしの請求があつたときは、当該請求をした者に対し、その請求に係る金額を支払わなければならない。この場合において、第四條第一項及び第五條の規定は、適用しない。

3　日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の払いもどし請求権は、譲渡することができない。

4　第十七條第一項の規定は、前項に規定する請求権について準用する。この場合において、第十七條第一項中「第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国財産の返還請求権者」、「当該返還請求権者」又は「当該財産の返還」とあるのは、それぞれ「日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の払いもどし請求権を有する者」、「その者」又は「当該資金の払いもどし」と読み替えるものとする。

（特殊財産管理勘定に属する資金の管理人に対する払いもどし）

第二十五條の三　第八條第一項の規定により選任された連合国財産の管理人は、当該財産の管理に要する費用の支払のため必要があると認めるときは、第四條第一項の主務大臣の許可を受けて、日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金のうち外貨債利払資金等以外のものの払いもどしを日本銀行に対して請求することができる。

2　前條第二項の規定は、前項の規定による払いもどしの請求があつた場合について準用する。この場合において、前條第二項後段中「第四條第一項及び第五條」とあるのは、「第五條」と読み替えるものとする。

第三十條第一項中「又は返還」を「若しくは返還、第十二條第一項若しくは第二項の規定による請求があつた財産の現状の調査又は同條第二項の規定による請求があつた財産についての毀損の認定」に、「当該財産の保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理している者若しくはこれらの財産若しくはこれらの財産である権利の目的物を有し、保管し、若しくは管理していることがある者」に、「当該保全義務者若しくは保全義務者であつた者」を「これらの者」に改める。

第三十一條第十項中「公債等」を「公債等の登録」に改める。

第三十二條第二項中「第十八條」を「第十八條第二項」に改め、同條第三項中「連合国人」を「者又は第十二條第八項に規定するその者の包括承継人」に改め、同條第五項を次のように改める。

5　所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の適用については、第十三條第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合国財産を譲渡した者及び第七條第一項の規定により連合国財産の譲渡を申し出た者が第十九條第六項の規定により支払を受ける金額は、当該財産の譲渡価額とみなし、第十三條第一項第二号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により連合国財産が譲渡された際当該財産の上に存していた権利で第十三條第一項の規定により消滅したものを有していた者及び第十三條第一項第四号の命令に係る措置により又は同條第四項（同條第一項第四号に係る部分に限る。）の規定により連合国財産である地上権、永小作権、地役権又は賃借権が返還された際これらの権利の目的物の上に存していた権利で第二十三條第二項又は第三項の規定により消滅したものを有していた者が第十九條第六項の規定により支払を受ける金額は、その消滅した権利の譲渡価額とみなす。

（主務大臣及び主務省令）

第三十四條　この政令において主務大臣は、第二條第三項第四号に掲げる財産、同項第五号に掲げる財産である船舶及びこれに積載されている物で日本軍隊が昭和十六年十二月八日以後占領していたことがある地域又は公海において同号の侵害がされたもの並びにこれらについてする行為に関する事項については運輸大臣とし、その他の事項については大蔵大臣とする。

2　この政令において主務省令は、大蔵大臣が主務大臣である事項については大蔵省令とし、運輸大臣が主務大臣である事項については運輸省令とする。

第三十五條第七号を削る。

附則第六項を次のように改める。

6　旧敵産管理人が選任された際その管理に付せられた財産で連合国等支配法人が当該管理に付せられた時に有していたもの及び第二條第三項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等支配法人が取得したもののうち、当該法人の株式又は持分が旧勅令第二條第一項の規定により返還されたことに因り連合国人等が当該法人の経営を支配することとなつた時に当該法人が有していたものは、第二條第三項の規定にかかわらず、連合国財産には含まれないものとする。

附則第十二項中「であつた連合国人」を削り、附則第十四項を削り、附則第十五項中「附則第十三項」を「前項」に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十九項中「第十三條第六項」を「第十三條第七項若しくは第十八條第三項」に改め、同項を附則第十八項とし、以下附則第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十四項中「第十九條第二項」を「第十九條第六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

別表を削る。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正に伴う経過規定）

第二條　この法律施行前改正前の連合国財産の返還等に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第十二條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令（以下本條において「新令」という。）

昭27.4.23. 第7587号

第十二條の二第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者であるときは、当該財産の返還の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第十二條の二第一項又は第二項の規定によりされた財産の返還の請求とみなす。

2　前項の場合において、同項の財産が旧令第二條第三項第八号の規定により指定された財産であるときは、当該財産は、この法律施行後は、新令第二條第三項第五号の規定により指定された財産とみなす。

3　この法律施行前旧令第十二條の二第二項の規定によりされた財産の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項の規定により当該財産の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた財産の現状の調査の請求とみなす。

4　この法律施行前旧令第十七條第一項の規定によりされた告示は、この法律施行後は、新令第十七條の二の規定によりされた告示とみなす。

5　旧令第十九條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三項から第十項まで及び第三十二條の規定は、この法律施行前旧令第十三條第一項第一号若しくは第二号の措置若しくは同項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同條第四項、旧令第十四條第二項、第十五條第二項若しくは第十六條第一項の規定により新令第二條第三項各号に掲げる財産に該当しない財産が返還された場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6　旧令の規定は、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者でなく、且つ、当該財産の返還がこの法律施行の際までにされていない場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

7　主務大臣は、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定により返還の請求がされ、この法律施行の際までに返還がされていない財産のうち、新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

8　旧令第十一條第一項、第二十六條第一項及び第二項、第三十一條第二項並びに第三十三條の規定は、この法律施行前主務大臣が旧令第七條第二項の規定によりこの法律施行の際新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しない財産を譲り受けた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

9　この法律施行前旧令第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産で新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないもののうち、この法律施行の際までに旧令第十二條の二第一項の規定による返還の請求がされなかつたものがあるときは、旧令第七條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により、この法律施行の日から二月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支払つて当該財産を買い受けることができる。

10　第八項の規定によりなおその効力を有する旧令第二十六條第一項及び第二項の規定は、前項に規定する財産で同項に規定する期間内に同項の買受がされなかつたものについては、当該期間を経過した日から適用しない。

11　主務大臣は、旧令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた旧令第二條第二項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第二條第三項第一号に規定する連合国人等でないもの又は新令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定によりされた返還の請求に基き、旧令第二條第三項に規定する連合国財産の返還を受けた場合、この法律施行前旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の命令に係る措置により同令第一條第一項に規定する連合国財産の返還を受けた場合又はこの法律施行前同項に規定する連合国財産である電話加入権の返還を受けた場合においては、当該財産を旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第十九條第一項に規定する準敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額（当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれているときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。

12　新令第十二條第一項及び第二項の規定は、新令附則第五項、第六項又は第九項の規定により連合国財産に含まれない財産及びこの法律施行前旧略奪品の没収及報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第四條第一項の規定により没収された財産については、適用しない。

13　新令第三十二條第五項の規定は、連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号）附則第十項において準用する旧令第十九條第六項の規定により支払われる金額について準用する。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第三條　連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項前段中「であつた連合国人」を削る。

（連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令の一部改正）

第四條　連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「返還請求権者の請求」を「返還請求権者又はその者に代り当該財産の返還を請求することができる連合国の政府の請求」に改め、「その株式」及び「当該株式」の下にそれぞれ「又は持分」を、「その返還請求権者」の下に「又は連合国の政府（以下「返還請求権者等」という。）」を加える。

第一條の二第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改め、「第十二條の二第一項」の下に、「第二項又は第四項」を加え、同條第二項中「第十二條の二第四項」を「第十二條第七項及び第十二條の二第四項」に改める。

第二條第一項及び第五條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第九條第一項中「返還請求権者から」を「返還請求権者等から」に、「当該返還請求権者」を「当該家屋等の存する第一條に規定する土地の返還請求権者」に改め、同條第二項を削る。

第十條第一項中「返還請求権者」を「返還請求権者等」に改める。

第十三條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第十三條の二　主務大臣は、第八條第一項、第十條の二第一項及び前條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。この場合において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三條第二項の規定は、適用しない。

（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正）

第五條　連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第一條の二を次のように改める。

（目的）

第一條　この政令は、日本国との平和條約第十五條の規定に基き、連合国財産である株式に関する権利を連合国人に回復するため必要な事項を定めることを目的とする。

（連合国財産の返還等に関する政令との関係）

第一條の二　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定は、同令第二條、第八條、第九條、第十二條、第十三條第一項第一号及び第五号、第二十二條の二、第三十五條第三号及び第四号、第三十八條並びに附則第八項及び附則第十七項から附則第二十項までの規定を除く外、この政令の適用を受ける株式については、適用しない。

（連合国、連合国人及び連合国人等の意義）

第一條の三　この政令において「連合国」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第一号に掲げる国をいう。

2　この政令において「連合国人」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項に規定する連合国人をいう。

3　この政令において「連合国人等」とは、連合国財産の返還等に関する政令第二條第三項第一号に規定する連合国人等をいう。

第二條第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項」に改め、「回復請求権者に回復するため旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定に基いて大蔵大臣が解任した」を削り、「「回復請求権者に回復するため第十八條第四項、第十九條第一項又は第二十條の二第五項」を「で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令（昭和十六年勅令第千百七十九号）第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第十八條第四項又は第十九條第一項」に改め、「回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたため」を削り、同項各号を次のように改める。

一　旧敵産管理人の管理に付せられたことのある株式で当該管理に付せられた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもの又はこれに代わる株式

二　前号に掲げる株式以外の株式で大蔵大臣が連合国財産の返還等に関する政令第十二條第二項の規定による認定の請求に基き昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内における政府若しくは日本人による不当な取扱に因り当該株式に係る権利が侵害されたと認定したもののうち、その侵害があつた時において連合国人等であつたもので大蔵大臣が指定するもの又はこれに代わる株式

第二條第三項中「前二項において」を「この政令において」に改める。

第四條及び第五條を次のように改める。

（回復請求の手続）

第四條　左の各号に掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式（旧連合国財産の返還等に関する件第二條第一項の規定に基いて大蔵大臣が返還その他必要な措置を命じた株式、旧敵産管理人の管理に付せられていた株式で当該株式を回復するため旧敵産管理法施行令第四條第二項の規定により当該旧敵産管理人が解任されたもの、第三十二條第二項の規定による回復の措置がとられた株式及び同條第五項の規定による告示があつた株式を除く。以下同じ。）を、これらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（その者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者がその死亡又は消滅の際日本国以外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国以外の国の国籍を有する者又は日本国以外の国の法令に基き設立された法人その他の団体であつたときは、当該国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、大蔵大臣がそれぞれその者の包括承継人で当該株式の回復請求権を有する者として認めたもの。以下本項において同じ。）で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式又はこれに代わる株式（当該株式又はこれに代わる株式に係る子株があるときは、当該株式又はこれに代わる株式及び当該子株）の回復を請求することができる。但し、その左の各号に掲げる連合国財産株式又は在外会社等株式をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者が法人である場合において、政府が当該法人の株式又は持分について生じた損害について連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出を受けているときは、この限りでない。

一　第二條第一項第一号に掲げる株式　当該株式が旧敵産管理人の管理に付せられた時

二　第二條第一項第二号に掲げる株式　当該株式について同号の侵害がされた時

2　前項の規定による連合国財産株式又は在外会社等株式の回復請求権の承継人で連合国人であるものは、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣に対して、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復を請求することができる。

3　前二項の規定による株式の回復の請求は、第一項又は前項の規定により株式の回復を請求することができる者（以下「回復請求権者」という。）が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合国の国籍を有するもの又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府を経由して、その者がその他のものであるときは、直接に、しなければならない。

4　回復請求権者が連合国の公共団体若しくはこれに準ずるもの連合国の国籍を有する者又は連合国の法令に基き設立された法人その他の団体であるときは、当該連合国の政府は、大蔵省令の定めるところにより、当該回復請求権者に代り、大蔵大臣に対して直接に、当該回復請求権者が第一項又は第二項の規定により回復の請求をすることができる株式の回復を請求することができる。

5　第一項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

（回復請求権の消滅）

第五條　第二條第一項第一号に掲げる株式の回復請求権者が連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、当該回復請求権者がその時において同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国がその時後同條に規定する連合国となつたことに因り連合国人となつたものであるときは、その国が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該株式の回復の請求がされなかつたときは、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復請求権は、消滅する。

2　第二條第一項第二号の規定により大蔵大臣が指定した株式又はこ

れに代わる株式の回復の請求が当該指定の時から九月以内にされなかつたときは、当該株式（当該株式に係る子株があるときは、当該株式及び当該子株）の回復請求権は、消滅する。

第十八條第一項中「第五條第一項の規定による連合国財産株式又は子株の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から連合国財産株式又は子株を回復することを請求された」に、「第四條第一項各号」及び「第二号」を「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、「回復請求権者に対し」を「当該回復を請求した者に対し」に改め、同條第二項中「回復請求権者は、前項」を「前項に規定する回復を請求した者は、同項」に、「回復請求権者がその」を「当該回復を請求した者がその」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加え、同條第三項中「その前者が」を「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」に改め、「前項の規定による回復請求権者が」を「第一項に規定する回復を請求した者が前項の規定により」に、「当該請求権者」を「回復請求権者」に改め、同條第四項中「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求した者」を「当該回復を請求した者」に改める。

第十九條第一項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り株式の回復を請求することができる連合国の政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第二十條第一項中「回復請求権者」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者」に改め、同條第二項中「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者」を「当該回復請求権者」に改め、同條第三項中「第四條第一号及び第二号」を「第四條第一項各号」に改め、「その前者が」の下に「第四條第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる時までに」を加える。

第二十條の二第一項中「第五條第一項の規定による連合国財産株式又は子株の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から連合国財産株式又は子株を回復することを請求された」に改め、同條第二項中「回復請求権者に」を「当該回復を請求した者に」に改め、同條第三項中「回復請求権者は、前項」を「前項に規定する回復を請求した者は、同項」に、「回復請求権者が」を「当該回復を請求した者が」に改め、同條第四項中「前項の規定により回復請求権者が」を「当該株式の回復を請求した者が前項の規定により」に改め、同條第五項及び第六項中「回復請求権者から」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り連合国財産株式又は子株の回復を請求することができる連合国の政府から」に、「回復請求権者に当該株券」を「当該回復を請求した者に当該株券」に改める。

第二十條の三第一項中「回復請求権者が前條第二項」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者が前條第二項」に改め、同條第四項中「前條第二項」を「連合国財産株式又は子株の回復を請求した者で前條第二項」に、「回復請求権者」を「もの」に改める。

第二十三條第一項中「大蔵大臣は、」の下に「回復請求権者から」を加え、「に関する回復請求権者の請求がないことが明らかになつたことに因り、又は回復請求権者」を「を請求しない旨の通知があつたことに因り、連合国財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支払請求書の提出があつたため第四條第一項但書の規定により連合国財産株式又は子株の回復の請求をすることができなくなつたことに因り、第五條第一項若しくは第二項の規定により連合国財産株式若しくは子株の回復請求権が消滅したことに因り、又は連合国財産株式若しくは子株の回復を請求した者」に改め、同條第三項中「前項の規定」を「第四項第六号又は第七号の措置」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「第二項の規定」を「第四項第八号の措置」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項中「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第二項又は第三項」を「第四項第二号、第三号若しくは第六号の措置又は第七項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「前條第一項の規定は、」の下に「第三條第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式で第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたものの株主又は」を加え、「第二項の規定」を「第四項第四号又は第五号の措置」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。

2 特定株式につき前項の規定による通知があつた場合において、当該株式が当該通知があつた日において連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日において解任されたものとみなす。

3 第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式で回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたもののうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに払込期日が到来している株金額の全部が当該通知があつた日までに払い込まれているものは、当該日において国庫に帰属するものとする。

4 第一項に規定する会社は、同項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた株式について、左の各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該株式が前項の規定により国庫に帰属した株式であるときは、大蔵大臣の命ずるところに従い、その株券を当該職員に引き渡すこと。

二 当該株式が、当該通知があつた際第三條第一項第一号若しくは第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、回復請求権者からその回復を請求しない旨の通知があつたことに因り、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権が消滅したことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつたもののうち、当該株式について第一項の規定による通知があつた日までに既に払い込まれた株金額が当該日までに払込期日が到来している株金額に満たないものであるときは、これを売却すること。

三 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、当該株式の回復を請求した者が第十八條第一項の規定による大蔵大臣からの通知に係る金額の全部又は一部を支払わないことに因り回復請求権者に回復することを要しないとき

とが明らかになつたものであるときは、これを消却し、又は売却すること。

四 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式であつた株式であつて、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつたものであるときは、当該株式の株主にその株券を引き渡すこと。

五 当該株式が当該通知があつた際第三條第一項第一号又は第二号に掲げる特定株式以外の特定株式であつた株式であるときは、第七條第一項の規定により提出した者にその株券を引き渡すこと。

六 当該株式が自己取得株式又は自己保留株式であるときは、これを消却し、又は売却すること。

七 当該株式が保有株式であるときは、これを売却すること。

八 当該株式が自己保有株式であるときは、これを売却すること。

5 第二十一條第三項の規定は、前項第一号の株券の引渡の場合に準用する。

6 第一項の規定による通知に係る株式の発行会社は、第四項第二号の措置をとつた場合においては、遅滞なく、当該株式について当該通知があつた日までに払込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに払込があつた株金額を控除した金額を当該株式の売却価額から差し引いた金額の国庫に納付しなければならない。この場合において、当該株式の売却価額が、当該株式について当該通知があつた日までに払込期日が到来している株金額から当該通知があつた日までに払込があつた株金額を控除した金額に満たないときは、当該株式の発行会社は、当該株式につき当該通知があつた日において株主であつた者に対し、その満たない金額の弁済を請求することができる。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第三十二條第一項中「大蔵大臣の指定する日」の下に「又は第五項の告示の日」を加え、同條第三項中「第五條第一項の規定による在外会社等株式の回復の請求を受けた」を「回復請求権者又は第四條第四項の規定によりその者に代り第一項に規定する在外会社等株式の回復を請求することができる連合国の政府から第一項に規定する在外会社等株式を回復することを請求された」に、「回復請求権者」を「当該回復を請求した者」に改め、同條第四項の次に次の二項を加える。

5 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項に規定する在外会社等株式の回復を請求しない旨の通知があつたとき、第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた第一項に規定する在外会社等株式があるとき、又は第五條第一項若しくは第二項の規定により回復請求権の消滅した第一項に規定する在外会社等株式があるときは、これを告示する。

6 前項の規定による告示があつた株式がその告示があつた日において連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該日において解任されたものとみなし、当該株式（第四條第一項但書の規定により回復の請求をすることができなくなつた株式を除く。）は、当該日において国庫に帰属するものとする。

第三十九條第七号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第八項」に改める。

第四十條第三号中「第二十三條第三項又は第四項」を「第二十三條第七項又は第八項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二十三條第六項の規定に違反して国庫に納付しなかつたとき。

第四十三條第二号中「第二十三條第二項」を「第二十三條第四項」に改める。

（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正に伴う経過規定）

第六條 この法律施行前改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下本條において「旧令」という。）第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該株式の回復がこの法律施行の際までにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令（以下本條において「新令」という。）第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができる者であるときは、当該株式の回復の請求は、この法律施行後は、それぞれ新令第四條第一項又は第二項の規定によりされた株式の回復の請求とみなす。

2 前項の場合において、同項の株式が旧令第二條第一項第二号の規定により指定された株式であるときは、当該株式は、この法律施行後は、新令第二條第一項第二号の規定により指定された株式とみなす。

3 この法律施行前旧令第五條第二項の規定によりされた株式の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令第十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた株式の現状の調査の請求とみなす。

4 旧令第二十二條第一項、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十一條、第三十二條第五項及び第三十五條から第三十七條までの規定は、この法律施行前旧令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項又は第三十二條第三項の規定により株式が回復され、当該株式がその回復の際新令に規定する連合国財産株式若しくは子株又は新令第三十二條第一項に規定する在外会社等株式に該当しない株式であつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5 旧令第二十三條（これに係る罰則の規定を含む。）の規定は、この法律施行前旧令第二十三條第一項の規定により大蔵大臣が新令に規定する連合国財産株式又は子株に該当しない株式を通知した場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 旧令の規定は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により株式の回復の請求がされ、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第四條第一項又は第二項の規定により当該株式の回復を請求することができる者であるときは、この法律施行の際までにされていない株式のうちに新令第二條第一項各号に掲げる株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

7 大蔵大臣は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により回復の請求がされ、この法律施行の際までに回復がされていない株式のうちに新令第二條第一項各号に掲げる株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

8 旧令に規定する連合国財産株式又は子株（旧令第三條第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）でこの法律の施行に伴い新令に規定する連合国財産株式又は子株でなくなつたもののうち、この法律施行の際までに旧令第五條第一項の規定による回復の請求がされなかつたものについては、回復請求権者から当該株式の回復を請求しない旨の通知があつたことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた旨の新令第二十三條第一項の規定による通知が、この法律施行の日においてあつたものとみなす。

9 大蔵大臣は、旧令第四條第一号又は第二号に規定する株式を当該各号の区分に応じ当該各号に規定する時において有していた改正前の連合国財産の返還等に関する政令第二條第二項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第一條の三

第三項に規定する連合国人等でないもの又は新令第四條第五項に規定するその者の包括承継人が、この法律施行前旧令第五條第一項の規定によりされた回復の請求に基き、当該株式又は旧令第二條第三項に規定するこれに代わる株式の回復を受けた場合又は旧連合国財産の返還等に関する件第二條第一項の命令に係る措置によつて当該株式又はこれに代わる株式の回復を受けた場合において、当該株式又はこれに代わる株式を旧敵産管理法施行令第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第三條第一項第五号に規定する連敵産管理人が売却した際におけるその売却代金に相当する金額(当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に払い込まれているときは、当該売却代金に相当する当該勘定に属する資金のうち、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人が払いもどしを受けたものに相当する金額に限る。)が、当該株式又はこれに代わる株式につき旧令第四條第一号又は第二号の区分に応じ当該各号に規定する時後当該売却の時までに払込がされた金額をこえるときは、そのこえる金額の支払を、当該法人その他の団体又はその者の包括承継人に対して、請求することができる。

(ドイツ財産管理令の一部改正)

第七條 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 この政令は、日本国との平和條約第二十條の規定に基き、ドイツ財産を管理し、且つ、昭和二十年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有するアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランス(以下「三国」という。)の決定に従つてドイツ財産を処分するため必要な事項を定めることを目的とする。

第二條第八項中「連合国最高司令官の要求」を「三国の請求」に改める。

第四條第一項中「アメリカ合衆国、連合王国及びフランス国(以下「三国」という。)」を「三国」に改める。

第十二條中「連合国最高司令官が譲渡したもの、」を削る。

第十四條の二第一項及び第三項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改める。

第十六條の二第一項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改め、同條第三項中「要求」を「請求」に改める。

第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十二條の二第一項から第三項まで並びに第二十四條第一項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改め、同條第二項中「要求」を「請求」に改める。

第二十八條の二中「連合国最高司令官の指示に従い通商産業大臣が輸入すること」を「三国の承認を得て通商産業大臣がその輸入」に改める。

第三十條の見出し中「登記」を「登記及び登録」に改め、同條第一項中「である不動産に関する権利」を削り、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第三項中「ドイツ財産である不動産に関する権利を連合国最高司令官が処分した場合、」を削り、「処分」を「ドイツ財産を処分」に、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第四項中「である不動産に関する権利」を削り、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第五項中「登記された」を「登記又は登録がされた」に、「登記の」を「登記又は登録の」に改め、同條第六項中「登記権利者」を「登記又は登録の権利者」に、「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第七項中「登記」を「登記又は登録」に改め、同條第十四項及び第十五項中「連合国最高司令官」を「三国」に、「要求」を「請求」に改める。

第三十一條第三項中「又は営業所の閉鎖の登記」を削る。

第三十三條を次のように改める。

(登記及び登録の細則)

第三十三條 第三十條及び第三十一條の規定による登記又は登録の手続に関し必要な事項は、登記については法務府令、社債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び外国又は外国の法人の発行する公債又は社債の登録については法務府令、大蔵省令、国債の登録については大蔵省令、著作権の登録については文部省令、漁業権の登録については農林省令、鉱業権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の登録については通商産業省令、船舶の登録については運輸省令でそれぞれ定める。

第三十四條中「登記」を「登記又は登録」に改める。

第三十六條を次のように改める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十六條 この政令において主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 この政令において主務省令は、大蔵省令とする。

(ドイツ財産管理令の一部改正に伴う経過規定)

第八條 この法律施行前この法律による改正前のドイツ財産管理令(以下本條において「旧令」という。)第二條第八項の規定によりされた主務大臣の指定は、この法律施行後は、改正後のドイツ財産管理令(以下本條において「新令」という。)第二條第八項の規定によりされた主務大臣の指定とみなす。

2 この法律施行前された旧令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第三項及び第四項、第二十二條第一項及び第二十二條の二第一項及び第三十條第十四項及び第十五項に規定する連合国最高司令官の要求は、この法律施行後は、それぞれ新令第二條第八項、第十四條の二第一項及び第三項、第十六條の二第一項、第三項及び第四項、第二十二條の二第一項及び第二項並びに第三十條第十四項及び第十五項に規定する三国の請求とみなす。

3 旧令第十二條の規定は、この法律施行前連合国最高司令官が譲渡したものについては、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

4 旧令第二十四條の規定は、この法律施行前手続についての同條第一項に規定する連合国最高司令官の要求がないことが明らかになつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5 旧令第二十八條の二の規定は、この法律施行前された同條第一項に規定する輸入の許可があつた商品に関してする行為については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 この法律施行前された旧令第二十八條の二第一項に規定する連合国最高司令官の指示は、この法律施行後は、新令第二十八條の二第一項に規定する三国の承認とみなす。

7 旧令第三十條第三項及び第七項から第九項まで並びに第三十四條の規定は、この法律施行前ドイツ財産である不動産に関する権利を連合国最高司令官が処分した場合における権利移転の登記については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

(将来存続すべき政令)

第九條 第一條、第四條、第五條及び第七條に規定する政令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(略奪品の没収及報告に関する件の廃止)

第十條 略奪品の没収及報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)は、廃止する。

(略奪品の没収及報告に関する件の廃止に伴う経過規定)

第十一條 旧略奪品の没収及報告に関する件(以下本條において「旧令」という。)第四條から第六條までの規定は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により都道府県知事が提出を命じた物については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

2 都道府県知事は、この法律施行前旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国最高司令官からその任命し、又は承認した連合国(日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。)の使節団に引き渡すべきことを命ぜられたもののうちその引渡をしていないもの及びこの法律施行後前項の規定によりなおその効力を有する旧令第四條第一項の規定により没収した物でこの法律施行前連合国最高司令官から当該連合国の使節団に引き渡すべきことを命ぜられたものを当該連合国の政府に引き渡さなければならない。

(罰則に関する経過規定)

第十二條 第六條第五項及び前條第一項に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過的措置の政令への委任)

第十三條 第二條、第六條、第八條、第十一條及び前條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第十号を同條第十一号とし、同條第十一号を同條第十二号とし、同條第九号の次に次の一号を加える。

十 連合国財産の補償に関すること。

第十三條第一項の表中

旧軍港市国有財産処理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。

を

旧軍港市国有財産処理審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。
連合国財産補償審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。

に改める

3 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「略奪品の没収及び報告に関する件」を「旧略奪品の没収及報告に関する件」に改める。

4 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「借り換えたもの」の下に「、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、「及び株式会社東京銀行」を「、株式会社東京銀行、当該保管者及び当該質権者(当該保管者及び質権者についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。)」に改め、「連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定にかかわらず、」を削り、同項第四号中「当該銀行」を「当該借換代行者」に改め、同條第三項中「第一項に規定する銀行が同項」を「借換代行者が、第一項」に改め、「借り換えたもの」の下に「、保管者が旧外貨債処理法施行規則(昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号)第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加える。

第七條第一項中「借り換えたもの」の下に「、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、「及び株式会社東京銀行」を「、株式会社東京銀行、当該保管者及び当該質権者(当該保管者及び質権者についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。)」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項の項番号を削る。

第十二條中「第七條第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 木村篤太郎
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐
農林大臣 広川 弘禅
通商産業大臣 高橋龍太郎
運輸大臣 村上 義一

政令

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第百十二号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第四十三号)第十四條の規定に基き、この政令を制定する。

1 旧戦争終結後復員した陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞与金の国庫返納に関する件(昭和二十一年勅令第百五号)第一條第一項の定期預金の預入銀行は、この政令施行の際同條第二項の規定により国庫に納付すべき定期預金及びその利息の額に相当する金額の全部又は一部を納付していない場合においては、当該金額のうちその納付していないものを国庫に納付しなければならない。但し、当該定期預金及びその利息の額の全部又は一部が金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第二十四條第一項の規定によ

り確定損の負担に充てられたときは、その負担額に相当する金額については、この限りでない。

2 前項の預入銀行は、同項の規定により納付する場合には、その納付金額に対し、この政令施行の日からその納付の日の前日までの期間に応じて百円につき一日六厘の割合を乗じて得た金額に相当する金額を、あわせて国庫に納付しなければならない。

3 前二項の規定による納付の手続は、大蔵省令で定める。

附 則

この政令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

最高裁判所規則

◉**最高裁判所規則第九号**

最高裁判所事務総局規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

最高裁判所

最高裁判所事務総局規則等の一部を改正する規則

第一條 最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 最高裁判所事務総局に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

第二條 司法研修所規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 司法研修所に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

第三條 裁判所書記官研修所規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 裁判所書記官研修所に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

第四條 最高裁判所図書館規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十六号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

最高裁判所図書館に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官 田中耕太郎

府 令

◉**総理府令第十二号**

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二條、第十五條、第二十六條及び第四十六條の規定に基き、内閣及び総理府所管旅費取扱規程を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣及び総理府所管旅費取扱規程

（目的）

第一條 内閣又は総理府所管の国費をもつて、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定により、内閣総理大臣が大蔵大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くの外、本規程の定めるところによる。

（職務の級）

第二條 法第二條第二項の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第二項第一号に規定する一般俸給表の適用を受けない者の一般俸給表に相当する職務の級は、別表に定めるところによる。

（証人等の旅費）

第三條 法第三條第四項の規定によつて旅行する証人等に支給する旅費は、次の区分による旅費とする。

一 証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、七級職以下の職員の出張の例に準じて計算した旅費

二 前号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、相当すると認める級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

（在勤地内旅行の旅費）

第四條 法第二十七條第一号の規定に基き、在勤地内旅行の日当の額を、左の各号のとおり定める。

一 旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、日当の定額の三分の一に相当する額

二 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、日当の定額の二分の一に相当する額

2 前項の規定は、法第四十二條において法第二十七條第一号を準用する場合に、準用する。

（調整）

第五條 法第四十六條の規定に基き、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合においては、当該職員が既に行つた旅行の旅費額の増減を行わない。

二 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。

三 法第二十七條第一号に規定する在勤地内旅行（第五号において準用する場合を含む。）にあつて、旅行者が官用の船車等を利用し又は乗車券等の交付を受ける等により交通機関が無料で利用した場合には、当該旅行について支給される日当の二分の一の額を支給する。

四 旅行者が、庁舎の一部等公用の施設に宿泊した場合は、一夜につき二百円を基準とする宿泊料を支給することができる。この場合において法附則第四項の規定による割増率の適用をさまたげない。

五 在勤地外にわたる旅行で、その行程十二・五キロメートル未満（赴任の場合は、八キロメートルとする。）の近距離旅行の場合には、法第二十七條の規定を準用して計算した旅費を支給する。

六 旅行の距離が鉄道片道五十キロメートル未満の場合には、法第十六條第一項第一号イの規定にかかわらず二等の運賃を支給する。但し、現に二等の車に乗車した場合は、この限りでない。

七 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃（片道七十一キロメートル以上の場合は、急行料金を含む。）の実費を車賃として支給することができる。

八 自動車運転手が、一日につき七十五キロメートル未満又は引き続き八時間未満（出張先における待時間を含む。）の運転を行つた場合は、日当を支給しない。但し、宿泊した場合は、この限りでない。

九 演習、見学、実習及び講習等のため、国費をもつて職員を旅行させる必要がある場合に支給する鉄道賃及び船賃は、法第十六條及び第十七條の規定にかかわらず運賃の等級を三階級に区分する線路又は船舶にあつては三等の運賃（二階級に区分する場合は、下級、等級の区分がない場合は、その乗車船に要する運賃。）によることができる。

十 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に規定する療養補償、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額を支給しない。

十一 赴任に伴う実際の移転の路程が、次の各号に定める路程に該当する場合には法別表第一に掲げる移転料の定額にかかわらず当該各号に定める基準による移転料を支給する。但し、移転料の実費が本号に定める基準をこえるときは、正規の定額による移転料を支給する。本号に規定する移転料を支給する場合において法附則第四項の規定による割増率の適用をさまたげない。

イ 鉄道五十キロメートル未満 七千円

ロ 鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満 九千五百円

十二 赴任に伴う旅行が次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準による着後手当を支給する。

イ 赴任に伴い住居の移転がない場合には、法別表第一に掲げる日当定額の一日分及び宿泊料定額の一夜分に相当する額

ロ 新在勤地に到着後直ちに国家公務員のための国設宿舎を利用できる場合には、法別表第一に掲げる日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額

ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合には、法別表第一に掲げる日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額

十三 本邦から公海又は旧日本帝国の統治権の及んでいた地域（本邦、朝鮮、台湾及び樺太を除く。）等に旅行する場合に支給する支度料は、次の各号に定める基準による。

イ 沖縄 法別表第二の二に掲げる丙地方に相当する額の支度料

ロ その他の地域 法別表第二の二に掲げる丙地方に相当する額の範囲内において、必要に応じ内閣総理大臣が大蔵大臣に協議して定める額の支度料

十四 ガリオア資金その他国の経費以外の経費から旅費が支給される場合に支給する旅費は、次の各号に定めるところによる。

イ ガリオア資金による旅行の場合 支度料

ロ イ以外の旅行の場合 正規の旅費額のうち国の経費以外から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

十五 外国への旅行に伴う外貨買入のための許可額が当該旅行に対する正規の旅費額（支度料を除く。）に満たない場合には、その差額に相当する額は、これを支給しない。

（日額旅費）

第六條 職員が、法第二十六條第一項第一号及び第三号に該当し旅行する場合には、次の区分により日額旅費を支給する。

一 旅行が、行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満のとき 日額 五十円

二 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき 日額 八十円

2 前項の日額旅費は八級から十級までの職務にある者については一割、十一級以上の職務にある者については一割五分の割増率を乗じて計算した額による。

3 前二項の規定により日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日額旅費の二分の一に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を加給する。

4 第一項及び第二項の規定により日額旅費の支給を受ける者が官用の船車等を利用し又は乗車券等の交付を受ける等により交通機関を無料で利用して旅行した場合には第一項及び第二項によつて計算された日額の二分の一を支給する。

5 第一項の規定に該当し日額旅費の支給を受ける者が公務上の必要又は天災その他やむをえない事情により

一 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき

イ 一夜につき 甲地方 五百五十円 乙地方 四百五十円

ロ その他の場合

イ 一夜につき 甲地方 二百円 乙地方 五百五十円 四百五十円

宿泊した場合には、次の区分により宿泊料を支給する。但し、在勤地内旅行における宿泊にあつては、当該各号に定める宿泊料の額の範囲内において実費額を支給する。本項に規定する宿泊料の計算については、第二項に規定する割増率の適用をさまたげない。

二 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき 日額 六十円

三 宿泊するとき

イ 寄宿舎又はこれに準ずるものに宿泊するとき 日額 百五十円

ロ 下宿するとき 日額 二百円

ハ 食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき 日額 二百五十円

第七條 職員が法第二十六條第一項第二号に該当し旅行する場合には、その訓練所、学校、講習会場等の存する地へ到着した日の翌日からその地を出発する日の前日までの間、次の区分により日額旅費を支給する。

一 旅行が、行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満のとき

イ その他の場合

	甲地方	乙地方
期間七日以内の場合	五百二十円	四百三十円
期間十五日以内の場合	四百五十円	三百六十円
期間三十日以内の場合	三百六十円	三百五十円
期間九十日以内の場合	三百円	三百三十円

2 総理庁所管内閣旅費支給規程（昭和二十二年総理庁令第二十一号）は、廃止する。

3 警察予備隊、国家地方警察及び宮内庁並びに連合軍関係使用人に支給する旅費及び北海道開発事業に従事する職員に支給する日額旅費について、この規程によりがたいときは、内閣総理大臣は大蔵大臣と協議して特別の定をすることができる。

別表

相当する職務の級	特別俸給表の適用を受ける者	秘書官	非常勤職員 甲	非常勤職員 乙	日本学術会議会員等	警察予備隊職員 職名	警察予備隊職員 級別	警察予備隊職員 号俸	首都建設委員会委員	宮内庁職員	附属機関として置かれる審議会等の委員その他これに準ずる者
法別表第三中内閣総理大臣等の項の中「その他の者」						長官					
十五級			日額千八百五十円の手当を受ける者	日額千円以上の手当を受ける者	日本学術会議会長 日本学士院長	次長 警察監	甲		委員長	皇太后宮大夫 東宮大夫 式部官長	
十四級			日額千六百五十円以上千八百五十円未満の手当を受ける者	日額九百円以上千円未満の手当を受ける者	日本学術会議副会長	官房長 局長 警察監	乙	二号以上	国会議員及び東京都知事である委員		
十三級	人事院規則九―八（初任級、昇格、昇級等の基準）第十六條においてその者の職務の級と同格とみなされる一般俸給表による職務の部	八号俸	日額千四百五十円以上千六百五十円未満の手当を受ける者	日額八百円以上九百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同部幹事 日本学士院幹事部長	官房長 局長 警察監補		一号	その他の委員		中央の附属機関として置かれた審議会等の会長、委員その他これに準ずる者
十二級		七号俸	日額千二百五十円以上千四百五十円未満の手当を受ける者	日額七百円以上八百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同委員会委員 日本学士院委員会委員	課長 官房長 秘書官	甲	〔三号から六号まで〕			
十一級		六号俸	日額千百五十円以上千二百五十円未満の手当を受ける者	日額六百円以上七百円未満の手当を受ける者	日本学士院委員会委員	長官秘書官 秘書官 部員	乙	一号、二号 五号、六号			
十級		五号俸	日額千百五十円以上千二百五十円未満の手当を受ける者	日額五百円以上六百円未満の手当を受ける者	日本学士院委員会委員	長官秘書官 部員 警察士長	丙	〔一号から四号まで 七号から九号まで〕			
九級		四号俸	日額四百五十円以上六百五十円未満の手当を受ける者	日額四百円以上五百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同部幹事 日本学士院幹事部長	官房長 局長 警察監補	丙	〔四号から六号まで〕			
八級		一号俸	日額三百五十円以上四百五十円未満の手当を受ける者	日額二百円以上三百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同部幹事 日本学士院幹事部長	官房長 局長 警察監補	丙	〔一号から三号まで〕			
七級から四級まで			日額二百五十円以上四百五十円未満の手当を受ける者	日額二百円以上三百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同部幹事 日本学士院幹事部長	官房長 局長 警察監補		〔一等警察士補から二等警察士補まで〕			
三級以下			日額二百五十円未満の手当を受ける者	日額二百円未満の手当を受ける者	日本学術会議副部長 同部幹事 日本学士院幹事部長	官房長 局長 警察監補		〔警査長から二等警査まで〕			

（備考）

(1) 特別俸給表とは、一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第六條第二項第二号に定める特別俸給表非常勤職員とは、同法第二十二條に規定する非常勤職員をいう。

(2) 秘書官とは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第十八号に掲げる秘書官をいう。

(3) 非常勤職員を兼ねるその他の職員であつて、非常勤職員として手当の支給を受けない者が、非常勤職員の職務によつて旅行した場合には、一般職給与法の規定による俸給、扶養手当及び勤務地手当の合計月額又はこれらに相当する給与月額の二十五分の一に相当する額（その額が千八百五十円をこえる場合には、千八百五十円とする。）を手当の日額とみなして本表を適用する。

(4) 非常勤職員の手当の決定が昭和二十五年十二月三十一日以前において行われたため、本表の非常勤職員の欄中甲欄を適用するときは、職務の級が低きに失するおそれがある場合に限り、乙欄によることができる。

◎総理府令第十三号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第十五條、第二十六條及び第四十六條の規定に基き、北海道開発事業に従事する職員の日額旅費支給規程を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

北海道開発事業に従事する職員の日額旅費支給規程

（総則）

第一條 国費支弁に係る北海道開発事業に従事する職員及び職員以外の者で公務のため旅行する者に対する日額旅費の支給については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

第二條 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域をいう。

2 北海道開発局の開発建設部治水事務所、その他の工事事務所、土木試験所、建設機械工作所及びその出張所、事業所、工場並びに開拓事業所、水産ふ化事業所等所轄の事業所に従務する者で当該従務地に居住する者又は当該従務地に居住を指定された者は、その従務地をもつて在勤地とみなす。

（在勤地内の日額旅費）

第三條 土木及び開拓その他開発に関する事業の測量、調査、指導又は工事の施工、監督、巡廻若しくは試験、水産ふ化事業の用務のため日々現場に派遣された者で、在勤地内を旅行する場合には、別表第一甲の日額旅費を、事業の都合により在勤地以外の地で当該事業所等の事業担当区域内を旅行する場合には、別表第一乙の日額旅費を支給する。

第四條 前條の旅行をする者が、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第四の宿泊料を支給する。

（在勤地以外の日額旅費）

第五條 第三條と同一の用務のため長期間現場に派遣された者で、在勤地以外の地に旅行し、その地に到着の翌日から起算して旅行日数五日をこえる場合には、そのこえる日数につき別表第二乙の日額旅費、旅行日数三十日をこえる場合には、そのこえる日数につき別表第二丙の日額旅費を支給する。

2 土木事業に関しては、その地に到着の翌日から起算して旅行日数五日までは、別表第二甲の日額旅費、旅行日数五日をこえる場合には別表第二丙の日額旅費を支給する。

3 前二項の場合において公用の施設又はこれに準ずる施設に宿泊するときは、前二項の規定にかかわらずその地に到着の翌日から別表第一丁の日額旅費を支給する。

第六條 前條の日額旅費は、第三條と同一の用務で同一地を旅行する場合にその日数に応じて支給する。

2 前條の日額旅費の支給を受ける者が、同一地を旅行中一時他の地に旅行し又は一時帰庁した日数は、前項の旅行日数から除算する。

第七條 第五條第一項及び第二項の超過日数の計算については、北海道費の日額旅費の支給を受ける用務に従事した日数を除算しない。

第八條 第五條の旅行については、左の各号の一に該当する旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定めるところにより支給する。

一 用務地に到着した日まで及び用務終了後、その地を出発した日から帰着の日までの旅費

二 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り用務地以外の地において滞在した場合の旅費

（鉄道賃、船賃及び車賃）

第九條 第三條及び第五條の日額旅費の支給を受ける者が、在勤地又は宿泊地と用務地（当該事業所等の事業担当区域内を含む。）の間の旅行のため、その旅行の行程が、鉄道又は水路三十キロメートル若しくは陸路十五キロメートルをこえて交通機関を利用して旅行した場合には、そのこえる路程について別表第三の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。但し、定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、その旅行に要する運賃の実費を支給する。

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道又は水路二キロメートルをもつて、それぞれ陸路一キロメートルとみなし、前項の規定を適用する。

（乗船日額旅費）

第十條 北海道開発局の開発建設部に勤務する船舶乗組員又は船舶に乗り込んで作業することを常態とする者が定けい泊外において運行若しくは作業に従事し、又は入きよ中の船舶に乗船した場合には、別表第一甲の日額旅費を支給する。但し、土捨作業等に従事した場合を除く。

第十一條 前條の場合において、当該船舶に寝起きした場合は、定けい港を出発した日から帰港の日までの期間について、別表第二戊の日額旅費を支給する。

（河川監視日額旅費）

第十二條 河川監守駐在所に勤務する者が、河川監視のため担当区域を旅行する場合には、駐在所を出発した日から帰所の前日までの期間について、別表第二戊の日額旅費を支給する。但し、帰所の当日及び日帰り旅行の場合には、別表第一乙の日額旅費を支給する。

（営繕工事日額旅費）

第十三條 営繕工事の施工、監督、調査、測量又は検査のため工事現場に派遣された者で、その旅行中宿泊を要しないときは、別表第五の日額旅費を支給する。

2 前項の場合において、在勤地内に宿泊を要するときは、その日数について、在勤地以外の地に宿泊を要するときは、最初の目的地に到着した日の翌日から起算して旅行日数五日をこえる日数について、それぞれ別表第六の日額旅費を支給する。但し、最終の目的地から在勤地までの旅行に要する日数については、この限りでない。

3 前二項により日額旅費を支給する場合において在勤地以外の地へ鉄道四十キロメートル、水路二十キロメートル又は陸路十キロメートルをこえる旅行をするときは、そのこえる路程について、前二項の日額旅費の外、別表第三の鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

（割増率）

第十四條 別表第七に掲げる者に支給する日額旅費及び車賃並びに宿泊料には、当分の間、別表第一から第六までの金額に別表第七の割増率を乗じて計算した金額による。

（公用の交通機関を利用する場合の旅費の調整）

第十五條 第三條、第五條及び第十三條の日額旅費の支給を受ける旅行者が公用の交通機関を利用して旅行する場合には、第九條及び第十三條第三項に定める鉄道賃、船賃又は車賃を支給しない。

附 則

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から施行する。

別表第一

	甲	乙
行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満	五〇円	五〇円
行程十六キロメートル以上二十五キロメートル未満又は引き続き八時間以上	八〇円	八〇円
行程二十五キロメートル以上	一〇〇円	

別表第二

甲	乙	丙	丁	戊
六〇〇円	四五〇円	四〇〇円	二七〇円	二四〇円

別表第三

鉄道貨、船貨	三等運賃
車貨	（一トルキロメートにつき）三円

別表第四

公用で他の場合に泊れすする施設に宿泊した	（一夜につき）二〇〇円
その他の場合	（一夜につき）四五〇円

別表第五

在勤地内	五〇円
在勤地外	八〇円

別表第六

在勤地内		一五〇円
地在外勤	宿泊に用する場合に公務で他の施設を	二〇〇円
	その他の場合	三五〇円

別表第七

八級から十級までの職務者で一級以上の職務にあるもの	一・五倍

◉総理府令第十四号

警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）第十一條の規定に基き、警察予備隊の職員の規律及び懲戒に関する規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

警察予備隊の職員の規律及び懲戒に関する規程の一部を改正する総理府令

警察予備隊の職員の規律及び懲戒に関する規程（昭和二十五年総理府令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「二等警察士」を「三等警察士」に、同條第六号中「一月間の俸給の三分の一以下の減給又は戒告又は十五日をこえない停職」を「戒告、一月間の俸給の十分の一以下の減給又は三日をこえない停職」に改める。

第十二條第一項中「戒告又は十五日をこえない停職若しくは一月間俸給の三分の一以下の減給」を「戒告、一月間の俸給の十分の一以下の減給又は三日をこえない停職」に改める。

第十三條第一項中「二等警察士」を「三等警察士」に、同條第二項中「警察士長」を「三等警察正」に改める。

第十九條中「被申立人が特に承諾した場合は、」を「被申立人が特に承諾した場合、刑事事件に関し身体を拘束された場合又は故意若しくは重大な過失により出席しなかつた場合は、」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二　懲戒権者の行つた処分を違法又は不当と認めたときは、当該懲戒権者に対し弁償理、処分の取消若しくは変更を命じ、又は正規の懲戒手続を経て、自らその処分を取り消し、若しくは変更することができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉法務府令第三十九号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十三日

法務総裁　木村篤太郎

別表鹿児島地方法務局の部多治見支局の款同支局の項中「泉町」を「泉町　笠原村」に改め、同支局の款中津川出張所の項を次のように改める。

中津川	中津川市	岐阜県
		恵那郡川の市内
		坂下町
		川上村
		福岡県
		浅茅郡上県村の内
		佐護村（厳付寺に出張所を置く）

別表鹿児島地方法務局の部川内支局の款阿久根出張所の項を次のように改める。

阿久根	阿久根市	鹿児島県
		出水郡野田郡阿久根村の市の内

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

告　示

◉電波監理委員会告示第千六百九十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日

電波監理委員会委員長　網島　毅

番号	日付及び免許番号	免許人の氏名又は名称	無線局の種別	主たる設置場所	呼出符号（呼出名称）	電波の型式	周波数
1	第昭和二十七年六六号一〇、一九	海上保安庁	船舶局	船舶局の位置を送る	A（じゅんしせんはるつき）三一四〇、二六	A1	一〇W
2	第昭和二十七年五五号一〇、六	株式会社告知放送	明星号	沿岸	五五〇三七五、四〇〇、四二五、四六八、五	A1、A2、A3	二五〇W
3	第昭和二十七年一〇五号一〇、七	大洋漁業株式会社	第十三崎丸	室蘭	五三七五、一四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、D1、N2、A3	但し、五四二〇は二〇〇W
4	第昭和二十七年八六号一〇、一一	目黒水産株式会社	稚内洋丸	稚内	〇五五七七、一五〇、一五八〇	A1、A1、A1、A1、A1	二三三
5	第昭和二十七年五六号一〇、一一	大沢商事株式会社	第八十五海崎丸	函館市	一三七五、一五七、一五九〇、一一	A1、P1、O1、A1	A1、A1、A1、A1

◉電波監理委員会告示第千六百九十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日

電波監理委員会委員長　網島　毅

番号	日付及び免許番号	免許人の氏名又は名称	無線局の種別	主たる設置場所	呼出符号（呼出名称）	電波の型式	周波数
1	第昭和二十七年九六号一〇、一四	三菱商事株式会社	第八十五千代田丸	横浜	八五五七七、四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、P1、H1、A1	A1
2	第昭和二十七年九八号一〇、一六	日東商事株式会社	第八十六和丸	横浜	〇八五六六、七七、四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、N1、S1、A2	二五〇W
3	第昭和二十七年五七号一〇、一九	大洋漁業株式会社	第八十三関丸	函館	五五七七、一四〇〇、四二五、四六〇、一九	A1、H1、N1、A2	但し、五六五〇は三〇〇W
4	第昭和二十七年八五号一〇、一一	目黒水産株式会社	稚内洋丸	稚内	〇五七七、一五〇、一五八〇	A1、A1、A1、A1、A1	二三三
5	第昭和二十七年六六号一〇、一一	大沢商事株式会社	第八十五海崎丸	函館市	一三七五、一五七、一五八〇	A1、P1、O1、A2	A1、A1、A1、A1、A1	但し、四〇は二〇〇W

◉電波監理委員会告示第千六百九十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日

電波監理委員会委員長　網島　毅

番号	日付及び免許番号	免許人の氏名又は名称	無線局の種別	主たる設置場所	呼出符号（呼出名称）	電波の型式	周波数
1	第昭和二十七年六六号一〇、一一	象印兵庫商事株式会社	第八十五七丸	神戸	八五七七、一四〇〇、一六二〇、二七八五	A1	二〇W
2	第昭和二十七年七号一〇、一七	長谷川武義	第七十七号	金比羅	一五七七、一四〇〇、一五	A1	三五W
3	第昭和二十七年六六号一〇、一七	北光漁業株式会社	第八十三北光丸	函館	一六七七、一六五〇	A1	五W

◉電波監理委員会告示第千六百九十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日

電波監理委員会委員長　網島　毅

番号	日付及び免許番号	免許人の氏名又は名称	無線局の種別	主たる設置場所	呼出符号（呼出名称）	電波の型式	周波数
1	第昭和二十七年四月二十三号一〇、一一	三菱商事株式会社	第八十四千代田丸	横浜	八五四七七、四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、P1、H1、A1	A1
2	第昭和二十七年九六号一〇、一六	日東商事株式会社	第八十六和丸	横浜	〇八五六六、七七、四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、N1、S1、A2	二五〇W
3	第昭和二十七年七七号一〇、一七	大洋漁業株式会社	第八十三関丸	函館	五五七七、一四〇〇、四二五、四六〇、一九	A1、H1、N1、A2	但し、五六五〇は三〇〇W
4	第昭和二十七年九七号一〇、一七	水産庁	第八十九丸	横浜	一五七七、一五〇、一五八〇	A1、A1、A1、A1、A1	二三三
5	第昭和二十七年九八号一〇、一七	林産業株式会社	第八十六白洋丸	函館	一五五六七七、一四〇〇、四二五、四六〇、四	A1、A1、I1、Z1、N2	二〇〇W

◉電波監理委員会告示第千六百九十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日

電波監理委員会委員長　網島　毅

番号	日付及び免許番号	免許人の氏名又は名称	無線局の種別	主たる設置場所	呼出符号（呼出名称）	電波の型式	周波数
1	第昭和二十七年二五号一〇、一一	比佐商事株式会社	第八十三嘉勝丸	船舶局の位置を送る	A（だいさんかしょうまる）二五四〇、二五四五、二六五〇、二七	A1	二五W
2	第昭和二十七年七号一〇、一七	長谷川武義	第八十二金比羅丸	船舶局の位置を送る	A（はせがわたけよしこんぴらまる）四一六五、二七〇、二四五〇、二五	A1	三五W
3	第昭和二十七年六六号一〇、一七	北光漁業株式会社	第八十三北光丸	船舶局の位置を送る	A（だいにほっこうまる）一六一〇、二六五〇	A1	五W
4	第昭和二十七年八六号一〇、一七	三菱商事株式会社	第八十四千代田丸	船舶局の位置を送る	A（さんぜんりょうまる）五四四〇、二五四五、二六五〇、二七	A1	二五W
5	第昭和二十七年七七号一〇、一七	大洋漁業株式会社	第八十三関丸	船舶局の位置を送る	A（だいようにこうりょうまる）五六二〇、一六二〇、二六五〇、二七	A1	二五W
6	第昭和二十七年七七号一〇、一七	海上保安庁	第八十四塩釜丸	船舶局の位置を送る	A（じゅんしせんあわぎく）二四〇、二四四〇、二七八五	A1	三五W
7	第昭和二十七年三四号一〇、一七	守山商事株式会社	第八十四吉住丸	船舶局の位置を送る	A（もりやまきょうしょうまる）五六二〇、一六二〇、二六五〇、二七	A1	一五W
8	第昭和二十七年六五号一〇、一七	寺田商事株式会社	第八十八欣盛丸	船舶局の位置を送る	A（てらだしょうはちきんせいまる）四一六二〇、二七八五、九五五、二四四〇、二五	A1	三五W
9	第昭和二十七年五号一〇、一七	片岡石油株式会社	第八十二福栄丸	船舶局の位置を送る	A（だいにふくえいまる）四六二〇、一六五〇、二七八五、二四四〇、二五	A1	三五W

第7587号
昭27.4.23.

4 鈴木良吉（昭和二五、六、一）第二丸良丸（鮎川）
JMJY（だいにまるりょうまる）
A二、三七五、五〇〇、一六一〇、一六二〇、
一八二〇、三七〇〇、一六一〇、A三、一五W
A一、A三、四〇W、A二、一五W

5 金沢徳尾（昭和二五、六、一）第十二光栄丸（三崎）
JCIG、A一、A二、五〇〇、一五七〇、一五八〇、一九〇五
A一、三七〇〇は一〇〇W
但し、一五W、三七〇〇は一〇〇W

6 鈴木国雖（昭和二七、一、一〇）第十三千代田丸（唐桑）
JPZ（だいじゆうさんちよだまる）
A一、一五七〇、一六二〇、
A一、一九五五、三七〇〇、
A三、一六二〇、一九五五、二六五〇、二七
八五
A一　三〇W、A二　一五W、A三　一〇W

7 坂本新一郎（昭和二五、六、一）宝来丸（江名）
（さかもとしんいちろう）
A三、一九五〇、一九五五、二四四〇、二五
四五、二七八五
二五W

8 金成喜重（昭和二五、六、一）第一明治丸（江名）
（だいいちめいじまる）
A三、二四四〇、二五四五、二六五〇、二七
八五
三五W

9 田中丑松（昭和二五、六、一）第十黒森丸（大槌）
JGKQ（だいじゅうくろもりまる）
A一、A二、一五七〇、一五八〇、一六二〇、一九
五五　一六一〇、一九五五、二五
四五　五〇W、A三　二五W
A一、A二
A三

10 鈴木福太郎（昭和二五、六、一）龍丸（豊間）
（りゅうほうまる）
A三、一六二〇、一九五五、二四四〇、三五
四五、二六五〇、二七八五
二五W

11 久保保三（昭和二五、六、一）第十一宝漁丸（八戸）
JCZW（だいじゅういちほうぎょまる）
A一、A二、三七五、四二五、五〇〇、一五七〇、
一六二〇、一九〇五、
三〇九〇、三七〇〇、五五二〇
一六二〇
A一、A三、一九五五
A一、A三、
A一、五〇〇W
但し、三七〇〇は一〇〇W
A二、A三、一五W

12 加賀松五郎（昭和二五、六、一）第八松福丸（大槌）
（だいはちしょうふくまる）
A三、一六二〇、二五四五、二七八五
二〇W

13 吉村佐吉（昭和二五、六、一）第二新生丸（山川）
JCCD（だいにしんせいまる）
A一、A二、一五七〇、
A三、一六二〇
A一、五〇〇
A三、七〇〇
A一、五〇W、A二、A三　二五W

◉電波監理委員会告示第千六百九十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

免許人の氏名又は名称（免許の年月日及び番号）	無線局の種別及び設置場所（主たる停泊港）	呼出符号（呼出名称）、電波の型式、周波数（kc）及び空中線電力
1 東京水産大学（昭和二五、六、一）（第一四二六号）	船舶局鵬丸（神奈川）	JKOL（すいさんしんようまる） A一、A二、三七五、四〇〇、四二五、五〇〇、一五七〇、一六一〇、一八二〇、一九〇五、一九三〇、 一九五五、三七〇〇、五四二〇、五五二〇、五五七〇、六六五〇、八四三五、八五〇〇、一六二〇、一七八五、一九五五、二四 A一、A三 二五〇、一九〇五、三七〇〇は二五W A一、A二 但し、一九〇W
2 海上保安庁（昭和二七、一、一）（第七七一号）	もくれん（釜石）	A三 （じゅんしせんもくれん） 一六二〇、一九四〇、二二四〇、二六 五〇、二七八五 一〇W
3 日本冷蔵株式会社（昭和二五、六、一）（第一一七五号）	相模丸（東京）	JEO（にほんれいぞうさがみまる） A一、A二、三七五、四〇〇、四二五、五〇〇、一六二 〇、一五七〇、一五八〇、一六一〇、一〇二 〇、一八二〇 A一　五四二〇、五五二〇、五五七〇、六六 五〇、八二〇、八三二五、八四三五、 八五〇〇、一〇四〇、一一四五、 一二四二〇、一三一六〇、一六五六〇
4 川崎政男（昭和二五、六、一）（第七六三五号）	第一川崎丸（青森）	A一　五〇〇W 但し、中波は二五〇W、六六五〇は三〇〇 A二　八三二五は一〇〇W 二五〇W JQIB（だいいちかわさきまる） A一、A二、一五七〇、一五八〇、一六一〇、一六 二〇、一九〇五、一九五五 A一　三七〇〇、一五五二〇 A三　一六一〇、一六二〇、一九五五、二六 A一　七五W、五〇、二七八五、A二　四五W、A三　二五W

◉電波監理委員会告示第千六百九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

免許人の氏名又は名称（免許の年月日及び番号）	無線局の種別及び設置場所（主たる停泊港）	呼出符号（呼出名称）、電波の型式、周波数（kc）及び空中線電力
1 和田慶次郎（昭和二五、六、一）（第七三〇〇号）	船舶局第八平宝丸（女川）	JFOC（だいはちへいほうまる） A一、A二、一五七〇、一五八〇、一六二〇 A一　三七〇〇 一六二〇 A三　一〇W A二、A三　三〇W、

2 東海水産株式会社（昭和二五、六、一）（第二三七号）第二一日之出丸（清水）
JCMG（だいにひのでまる）
A一、A二、二七五、五〇〇、一五七〇、一六二〇、
一九〇五、一九五五、
三七〇〇、五五二〇、八三二五
A一
A三
A一、A二
但し、三七〇〇、五五二〇、八三二五は二〇〇W、
A一　一九五五は四〇W、A二、一九五五は二〇〇W
A三　三五W

3 明治海運株式会社（昭和二五、一〇、一八）（第三〇二三号）明光丸（神戸）
JHZK、A一、A二
A一　三七五、四〇〇、四二五、四六〇、五
〇四二〇、五五七〇、六六五〇、八二
八〇、八四三五、八五〇〇、一二四二
〇、一六五六〇
五〇〇W
但し、六六五〇は三〇〇W
レーダー　P〇　九三七〇Mc　五〇KW

4 福本清作（昭和二五、六、一）（第二二七二号）第六甚栄丸（松崎）
JDRS（だいろくじんえいまる）
A一、A二　一五七〇、一六二〇、一九〇五、一九
五五七〇、五五二〇
A一、A三　三七〇〇、一六〇二、一九五五
A一、A二　二五W
但し、三七〇〇、五五二〇は二〇W
A三　一〇W

5 山田吉太郎（昭和二五、六、一）（第六四三六号）第五十六山田丸（長崎）
JDMF（だいごじゅうろくやまだまる）
A一、A二、五〇〇、一五八〇
A一、A三、一六一〇、一九三〇
A一　五五七〇、八五〇〇
A一、A二　一二五W、A三　四〇W

◉電波監理委員会告示第千六百九十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百七十八号第五日之出丸無線局の電波の型式は、昭和二十七年三月八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十六年五月三十一日　但し、無線電信については「無期限」を「無期限」に改める。

第七項中「昭和二十八年五月三十一日　但し、無線電信については無期限」を「無期限」に改める。

第九項を次のように改める。

九　呼　出　符　号　JACQ

第十項中「A三　一、六二〇kc、一、九五五kc」及び「A三　一〇W」を削る。

◉土地調整委員会告示第十一号

鉱区禁止地域指定請求

土地調整委員会に対し、鉱区禁止地域の指定の請求があつたから、土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二條第二項及び土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年四月二十三日　土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　請求者名　京都府知事　蜷川虎三

二　区域の所在地　京都市左京区、東山区各地内
京都市右京区地内
宇治市宇治地内

三　区域の面積　京都市左京区、東山区各地内　五二三・六三六四（クタール）
京都市右京区地内　五四八・四二九八（クタール）
宇治市宇治地内　一五六・〇三三一（クタール）

四　鉱物の名称　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三條に規定する鉱物の全部

五　請求の理由の要旨

本区域内で採鉱が行われるならば、次の理由によつて風致の完全維持が困難であると考えられるので、これを鉱区禁止地域として指定し、都市風致の維持について万全を期する必要がある。

1. 東山、嵐山及び宇治は、ともに京都又は宇治の市街地に近接し、且つ、鴨川、桂川、宇治川の至近系域をなし、これ等の河川は清流を常とし山紫水明の景観を添えている。従つて、右の地区において鉱山採掘を行うことは、河水の汚濁をきたすことはもとより、洪水時における都市水害を防止する所謂治山、治水のため適当でない。

2. 東山、嵐山及び宇治は、ともに翠緑幽致の自然景観をなし、国際観光都市としての京都、宇治の都市構成に必要欠くことのできない地域であつて、国際観光資源維持のため鉱山採掘は適当でない。

3. 東山、嵐山及び宇治は、昭和五年都市計画風致地区に指定され、更に、昭和二十五年その特別地区に指定された。又、森林法によつて大部分が風致保安林に編入されておるのみならず嵐山の全部及び東山、宇治の各一部は文化財保護法による史蹟と名勝に指定され、鉱山の採掘は文化保存上直接間接に支障がある。

六　区域図　次の通り。

京都市左京区、東山区各地内

◉法務府
大蔵省告示第九号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一條第一項第二号但書の会社を次のように指定する。

昭和二十七年四月二十三日

法務総裁　木村篤太郎
大蔵大臣　池田　勇人

社債の名称	登録機関の名称
昭和電工株式会社第四回ほ号物上担保付社債	株式会社富士銀行
東洋紡績株式会社第二回物上担保付ほ号社債	株式会社千代田銀行
中部電力株式会社第七回社債	株式会社帝国銀行
東京電力株式会社第八回社債	同
神岡鉱業株式会社第一回物上担保付ほ号社債	同
北海道炭礦汽船株式会社第二回物上担保付に号社債	同
東洋レーヨン株式会社第三回物上担保付は号社債	同
明治鉱業株式会社第一回物上担保付に号社債	同
倉敷紡績株式会社第十一回物上担保付り号社債	同
東宝株式会社第三回物上担保付社債	株式会社三和銀行
日本通運株式会社第六回と号物上担保付社債	同
大阪商船株式会社第十五回と号物上担保付社債	株式会社大阪銀行
呉羽紡績株式会社第二回に号物上担保付社債	同
日新化学工業株式会社第四回ほ号物上担保付社債	富士信託銀行株式会社
興国人絹パルプ株式会社第五回に号物上担保付社債	株式会社日本勧業銀行

◉大蔵省告示第七百二十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十六回三和銀行三福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十六回三和銀行三福定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定め、一等及び二等は、三等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	三〇〇,〇〇〇円	一本
特賞B	五〇,〇〇〇	一
一等	一〇,〇〇〇	八
二等	一,〇〇〇	五〇
三等	五〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	一〇〇,〇〇〇
五等	三〇	三九四,四四〇
六等	二〇	一〇〇
三福二重賞	七五〇	五〇〇,一〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月二十一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七百二十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、神戸銀行第三回福々積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　神戸銀行第三回福々積金
二　條件
(一)預金の種類　定期積金
(二)契約期間　一年
(三)給付金額　一口六千円
(四)掛金の金額及び回数　五百円　十二回
(五)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。
(六)第一回抽せん
(七)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇,〇〇〇円	一本
一等	五,〇〇〇	一〇
二等	一,〇〇〇	六〇〇
三等	一〇〇	六一一
計		

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同月三十一日まで。
四　割増金
抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇,〇〇〇円	一本
二等	一,〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	六〇	八,八八九
計		一〇,〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後十日を経過した日

◉大蔵省告示第七百二十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、協和銀行第五回の丸定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　協和銀行第五回の丸定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞、一等及び二等は、三等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	三〇〇,〇〇〇円	一本
一等	一〇〇,〇〇〇	一
二等	三〇,〇〇〇	三
三等	一〇,〇〇〇	一五
四等	一,〇〇〇	三〇
五等	一〇〇	三〇〇
六等	四〇	三〇〇,〇〇〇
七等	二〇	二六九,六五〇
計		三〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月八日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十八日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第七百二十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、両羽銀行第二十六回新たのしみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　両羽銀行第二十六回新たのしみ積金
二　條件
(一)預金の種類　定期積金
(二)契約期間　一年
(三)給付金額　一口二千四百円
(四)掛金の金額及び回数　二百円　十二回
(五)抽せん権　全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附与する。
三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同月三十一日まで。
四　割増金
抽せん権千五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇,〇〇〇円	一本
二等	一,〇〇〇	二
三等	一〇〇	三〇
四等	五〇	一五〇
五等	二五	一,三一七
計		一,五〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第七百三十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十七回岩手殖産銀行たから定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十七回岩手殖産銀行たから定期預金
二　條件
(一)契約期間　六月
(二)預入金額　一口千円
(三)利息　付けない。

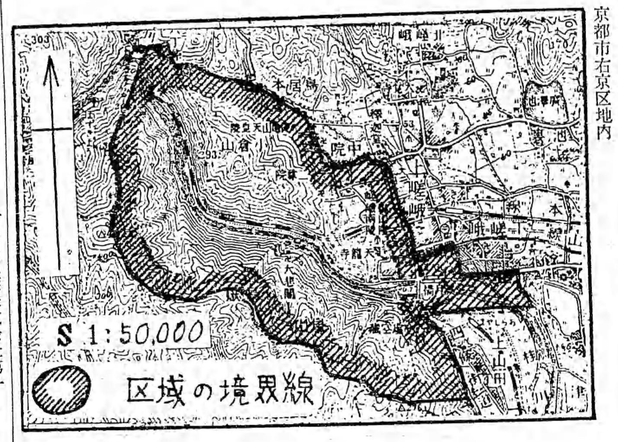

京都市右京区地内

宇治市宇治地内

備考

1. 土地調整委員会設置法施行規則第八條の規定により、本件に関し審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、同條の規定により、その氏名（二人以上同意見の場合は連署してその代表者名でよい。）、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及び理由を記載した文書を昭和二十七年五月二十日までに、東京都文京区小石川町一ノ一ノ十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。
2. 審問についての詳細は、おつて通知する。
3. 聴聞会については、おつて官報で公示する。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。ただし、特等は、一等のうち定め、二等の但

等級	割増金品	当せんの数
特賞	100,000円	一
一等	10,000円	一〇
二等	1,000円	一〇〇
三等	100円	一〇〇〇
四等	三円	一〇,〇〇〇
五等	二〇円	九〇,〇〇〇

問年記念賞は、当せんを認める。

五　抽せん期日	昭和二十七年七月十二日	
六　日刊紙掲載による当せん番号の発表	昭和二十七年七月二十日	
七　印紙金額の割増金附宝くじの取扱	昭和二十七年七月二十日	

に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉農林省告示第百五十六号

国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、食糧増産確保奨励補助金交付規程（昭和二十四年農林省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十三日

農林大臣　広川弘禅

第二條第一項を次のように改める。

第二條　前條に規定する経費は、左に掲げるものとする。

一　主要食糧増産作物及び緑肥作物種苗対策費に必要な経費

二　水稲稚苗育成対策に必要な経費

三　水稲災害応急対策に必要な経費

四　耕土培養対策に必要な経費

五　北海道農業振興に必要な経費

六　米作日本一奨励に必要な経費

七　病害虫駆除予防に必要な経費

別表を次のように改める。

別表

経費の種目	区分	補助対照	補助率
経費及主要食糧増産作物種苗対策費に必要な経費	主要食糧増産作物種苗対策費		
必要な経費	採種事業管理費	種子計画、種子審査、指導、普及事務費	二分の一以内
採種ほ、設置費	原種ほ、設置費	設置費	
採種ほ、設置費	採種ほ、設置費	大麦稲豆	十割以内
〃	〃	大麦稲豆	〃〃反当
〃	〃	馬鈴しょ、甘藷、そらまめ、その他	〃〃反当
〃	〃	こんにゃく	〃〃反当
〃	〃	大麦稲豆	十割以内
緑肥作物種苗対策費	緑肥作物種苗対策費	設置費	
緑肥作物種苗対策費	原種ほ、設置費	設置費	
〃	〃	青刈大豆、紫雲英、そらまめ	〃〃反当
〃	〃	青刈大豆、紫雲英	〃〃反当
〃	〃	青刈大豆、紫雲英	十割以内
病害虫駆除予防費	馬鈴しょ、桃腐病防除費	検査員、習熟費	十割以内
	病害虫駆除予防費	薬剤費	二分の一以内
北海道農業振興に必要な経費	北海道農業機械化施設費	機械購入費	二分の一以内
米作日本一奨励に必要な経費	米作日本一奨励費	事業費	二分の一以内

◉運輸省告示第九十号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年四月八日から適用する。

昭和二十七年四月二十三日

通商産業大臣　高橋龍太郎

輸入公表（第十四回）

商品番号	品目	決済通貨または決済勘定	船積地域	米ドルを決済通貨とする場合の輸入限度	担保の比率(%) 米ドルを決済通貨とする場合	担保の比率(%) スターリングまたは特定決済通貨または決済勘定	外貨割当証明書	銀行受付開始日	銀行受付締切日
022—0210	ドライスキムミルク	スターリング、スエーデン清算勘定、オランダ清算勘定	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
041—0100 042—0210 042—0220 042—0230 043—0110 043—0120	米麦食糧	米ドル、スターリング、ブラジル清算勘定、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定、タイ清算勘定、台湾清算勘定	不指定	30,000,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
051—0300	バナナ	台湾清算勘定	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
061—0390	鰯類	フィリッピン清算勘定	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日

072—0100	ココア豆	スターリング、ブラジル清算勘定、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
921—0100 921—0910 921—0920 921—0930 921—0940 921—0950	家畜類	米ドル	不指定	20,000	1	×	要	4月14日	9月30日
211—0200	カーフスキン	米ドル	不指定	100,000	1	×	要	4月14日	9月30日
211—0200	キップスキン	米ドル	不指定	50,000	1	×	要	4月14日	9月30日
231—0210	合成ゴム（GR—S Buna N Neoprene Polysobutylene）	米ドル	不指定	200,000	1	×	要	4月9日	9月30日
251—0320	レーヨンパルプ	米ドル、スエーデン清算勘定	不指定	500,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
263—0120	原綿	米ドル	不指定	20,000,000	1	×	要	4月9日	9月30日
262—0100 262—0200 262—0710	原毛	スターリング	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
271—0200 561—0190	チリー硝石	米ドル	不指定	250,000	1	×	要	4月14日	9月30日
271—0310	燐鉱石	スターリング、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
272—0510	塩	米ドル、スターリング、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定、インドネシヤ清算勘定、タイ清算勘定、台湾清算勘定	不指定	2,000,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
272—1200	石綿	米ドル	不指定	100,000	1	×	要	4月14日	9月30日
281—0100	鉄鉱石	米ドル	不指定	3,000,000	1	×	要	4月14日	9月30日
283—1100	タングステン鉱石	米ドル、スターリング、タイ清算勘定、韓国清算勘定	不指定	50,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
283—1920	モリブデン鉱石	米ドル	不指定	50,000	1	×	要	4月14日	9月30日
311—1920	れき青炭	米ドル、スターリング	不指定	5,000,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
313—0110 313—0190	揮発油	米ドル	不指定	450,000	1	×	要	4月10日	9月30日
313—0430 313—0490 313—0510 313—0410	特殊潤滑油	米ドル、スターリング	不指定	200,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
313—0530	パラフインワックス（工業用）	米ドル、スターリング、ドイツ連邦清算勘定	不指定	20,000	1	0.1	要	4月10日	9月30日
313—0920	石油コークス	米ドル	不指定	2,000,000	1	×	要	4月14日	9月30日
512—0990	四エチール鉛	米ドル	不指定	1,000,000	1	×	要	4月14日	9月30日
599—0990	石油製品添加剤	米ドル、スターリング	不指定	100,000	1	0.1	要	4月14日	9月30日
533—0129	カーボンブラックファーネス	米ドル	不指定	20,000	1	×	要	4月14日	9月30日
533—0129	カーボンブラックコンタクト	米ドル	不指定	20,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0330	オーレオマイシン	米ドル	不指定	306,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0390	クロラムフエニコール	米ドル	不指定	204,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0390	クロラムフエニコール（L—ベース）	米ドル	不指定	150,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0390	テラマイシン	米ドル	不指定	255,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0999	2—アミノピリミジン	米ドル	不指定	100,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0320	ストレプトマイシン培養剤	米ドル	不指定	150,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0320	ストレプトマイシン精製剤	米ドル	不指定	50,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0999	コーンステイプリッカー	米ドル	不指定	10,000	1	×	要	4月14日	9月30日
541—0999	2—4デイメチール5アミノ・イソオキサゾール	米ドル	不指定	20,000	1	×	要	4月14日	9月30日
599—0191	ポリエチレン	米ドル	不指定	50,000	1	×	要	4月14日	9月30日
656—0110	ガニー袋（ヘッシアンバッグを含む。）	スターリング	不指定	×	×	0.1	要	4月14日	9月30日
662—0310	耐火煉瓦（耐火原料を含む。）	米ドル	不指定	100,000	1	×	要	4月14日	9月30日
681—1312 681—1313 681—1319	ステンレース鋼管	米ドル	不指定	10,000	1	×	要	4月14日	9月30日

第7587号
昭27.4.23.

284—0121 284—0132 683—0110 683—0120 683—0210 683—0220 683—0230 683—0290 687—0110	コッケル基金および合金（くずおよび製品を含む。）	米ドル、ドイツ連邦清算勘定	不指定	100,000	1	0.1	燗	4月14日	9月30日
681—0510 681—0520 681—0530 681—0540	硅素鋼板	米ドル	不指定	50,000	1	×	燗	4月14日	9月30日
699—2929 699—2931 699—2950 699—2969 699—2970 699—2939 622—2999	熔接棒および熔接剤	米ドル	不指定	100,000	1	×	燗	4月14日	9月30日
689—0110 689—0190	金属ロバルト（合金を含む。）	米ドル、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定	不指定	100,000	1	0.1	燗	4月14日	9月30日
731—0110 732—0120 732—0210 732—0220 732—0290	中古自動車	米ドル	不指定	20,000	1	×	燗	4月14日	9月30日
		米ドル、スターリング、アルゼンチン清算勘定、ブラジル清算勘定、フ							
	雑輸入品	インランド清算勘定、フランス連合清算勘定、仏領印度支那清算勘定、インドネシヤ清算勘定、韓国清算勘定、オランダ清算勘定、フイリツピン清算勘定、メキシコ清算勘定、ローデシア清算勘定、台湾清算勘定、タイ清算勘定、ドイツ連邦清算勘定	不指定	10,000	1	0.1	燗	4月14日	9月30日

その他の事項　米ドルを決済通貨とし、中共地域およびソビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合は、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。

◉運輸省告示第百十四号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五條の規定により次のとおり件名表に登載されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。

昭和二十七年四月二十三日

運輸大臣　村上義一

番号	事案の種類	申請者又は受付者の処分	事案の内容	備考
第昭六二七〇六三号	業自一般の動力車運送事業の譲渡申請	共栄起業株式会社 総運輸代表者非社	岡山県、大阪府、兵庫県、和歌山県、京都府、三重県、奈良県、福井県、石川県、富山県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、福島県、宮城県、山形県、秋田県、青森県、北海道	昭和二十七年七月三日第一部を変更

◉郵政省告示第百二十八号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第一百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年四月一日から次の郵便局に郵便物集配事務を開始した。

昭和二十七年四月二十三日

郵政大臣　佐藤栄作

清水郵便局	清水市	静岡県	
上別郵便局	別府市	北海道	
別府郵便局	別府市	北海道	
鶴西局	鶴見市	神奈川県	
岸前郵便局	岸和田市	大阪府	
鶴前郵便局	鶴見市	神奈川県	
安平郵便局	平取郡	北海道	
恵比島郵便局	恵比寿市	東京都	
泉郵便局	泉佐野市	大阪府	
歳北郵便局	歳末市	北海道	
町浦郵便局	町浦村	北海道	
宇道郵便局	宇道村	北海道	
泉佐郵便局	泉佐野市	大阪府	
平振郵便局	平取村	北海道	
国千歳郵便局	千歳市	北海道	
国島郵便局	島根村	千葉県	
雨郵便局	雨竜郡	北海道	
沼郵便局	沼田村	群馬県	
幸別郵便局	幸別村	北海道	
前郵便局	前橋市	群馬県	
駅前郵便局	駅前村	群馬県	
宇付郵便局	宇付村	千葉県	
宇宝郵便局	宇宝村	千葉県	
大郵便局	大河原町	宮城県	
前郵便局	前橋市	群馬県	
沼郵便局	沼田市	群馬県	
郵便局	郡岡村	宮城県	宮城郡七ヶ浜町大字菅谷字浜田一番地の一
宮山郵便局	宮山村	宮城県	宮城郡七ヶ浜町大字宮山字浜田一番地の一
郵便局	吉田村	宮城県	宮城郡七ヶ浜町大字吉田字浜田一番地の一

◉郵政省告示第百二十九号

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十七年五月十一日から、次の簡易郵便局を設置する。

昭和二十七年四月二十三日

郵政大臣　佐藤栄作

名称	位置
鄭伊和簡易郵便局	鄭和神原県宍粟郡伊和村宍粟区（安富局の区内）

◉電気通信省告示第百二十一号

電気通信省告示第百二十号（昭和二十七年四月二十三日電気通信省大臣　佐藤栄作）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十三日

電気通信省大臣　佐藤栄作

名称	位置
宮城郵便局	宮城県宮城郡七ヶ浜村大字菅谷字浜田一番地の一
宮山郵便局	宮城県宮城郡七ヶ浜村大字宮山字浜田一番地の一
吉田郵便局	宮城県宮城郡七ヶ浜村大字吉田字浜田一番地の一

◉電気通信省告示第百二十二号

昭和二十七年四月一日限り、次の郵便局の電報の受付及び電話通話事務を廃止した。

但し、その事務は、下記の地方電気通信局が承継した。

昭和二十七年四月二十三日

電気通信省大臣　佐藤栄作

軒田郵便局	軒田村	鳥取県
浮野郵便局	浮野村	鳥取県
二島郵便局	二島村	鳥取県
調川郵便局	調川村	鳥取県
二本木郵便局	二本木村	鳥取県
塩崎郵便局	塩崎村	鳥取県
江船津郵便局	江船津村	鳥取県
塩山郵便局	塩山市	山梨県
郡岩手郵便局	郡岩手村	山梨県
郡鈴鹿郵便局	郡鈴鹿村	三重

理鈴郡申
昭人未橋市立右
和二遷住立人
十七年する。より
七年四月相続財産管理人選任
四月　相続人の相続財産管理人選任
京都家庭裁判所

官庁事項

○相続財産管理人選任

●昭和二十七年（家）第六七一号

住所　最後の住所　死亡年月日　職業　死亡者の本籍
住所　同市上名島町三浦時計店内　無職　松永亜郎
住地　同市千代町一丁目三番　無職　松永亜郎
本籍　福岡市千代町一丁目三番
右の者は、昭和二十七年四月四日福岡地方裁判所において有罪の判決を受けたが、その確定前に死亡したものであり、その後十年間の経過をもつて、刑の時効が完成したものであり、その後十年間の経過をもつて、刑の時効が完成したものであり、その後十年間の経過をもつて、刑の時効が完成

に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知っている方も右期日迄にその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十四日
奈良家庭裁判所
家事審判官　仲西二郎

●昭和二十七年(家)第三九三号
本籍並びに住所広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地
申立人　西保　禎蔵
本籍広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地、最後の住所ヒリツピン群島バンガシナン州ダクパン町
不在者　西保　光子
明治四十四年九月十八日生
本籍並びに最後の住所右不在者に同じ　西保　禎子
同　同
昭和十九年一月二十四日生
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立をしたので不在者は昭和二十七年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしなければならない。もしその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居る方は、右期日までにその旨を届出でられたい。
昭和二十七年三月二十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一六五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二二号
本籍長崎県南松浦郡北魚目村津和崎郷三八五番地、最後の住所下関市貴船本町九四六番地
川本　重作
明治三十八年三月二十一日生
右不在者に対し利害関係人下関市貴船本町九四六番地川本富子より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十八日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第九二一号
住所広島市薬研堀甲六番地
申立人　小原　要
本籍広島県双三郡板木村大字羽出庭甲九二番地、最後の住所福岡県遠賀郡折尾町番地不詳
不在者　小原イサノ
明治三十一年二月二十五日生
右の者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十五日午前十時まで当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪宣告を受けることになる又不在者の生死を知つて居ても右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十二日
福岡家庭裁判所小倉支部

●昭和二十七年(家)第一二五号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二一号
本籍長崎県南松浦郡北魚目村津和崎郷三八五番地、最後の住所下関市貴船本町九四六番地
川本　重作
明治三十八年三月二十一日生
右不在者に対し利害関係人下関市貴船本町九四六番地川本富子より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十八日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二六号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一二五号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第三九三号
本籍並びに住所広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地
申立人　西保　禎蔵
本籍広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地、最後の住所ヒリツピン群島バンガシナン州ダクパン町
不在者　西保　光子
明治四十四年九月十八日生
本籍並びに最後の住所右不在者に同じ　西保　禎子
同　同
昭和十九年一月二十四日生
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立をしたので不在者は昭和二十七年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしなければならない。もしその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居る方は、右期日までにその旨を届出でられたい。
昭和二十七年三月二十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一六五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第九二一号
住所広島市薬研堀甲六番地
申立人　小原　要
本籍広島県双三郡板木村大字羽出庭甲九二番地、最後の住所福岡県遠賀郡折尾町番地不詳
不在者　小原イサノ
明治三十一年二月二十五日生
右の者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十五日午前十時まで当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪宣告を受けることになる又不在者の生死を知つても右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十二日
福岡家庭裁判所小倉支部

●昭和二十七年(家)第一二五号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第三九三号
本籍並びに住所広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地
申立人　西保　禎蔵
本籍広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地、最後の住所ヒリツピン群島バンガシナン州ダクパン町
不在者　西保　光子
明治四十四年九月十八日生
本籍並びに最後の住所右不在者に同じ　西保　禎子
同　同
昭和十九年一月二十四日生
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立をしたので不在者は昭和二十七年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしなければならない。もしその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居る方は、右期日までにその旨を届出でられたい。
昭和二十七年三月二十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一六五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二二号
本籍長崎県南松浦郡北魚目村津和崎郷三八五番地、最後の住所下関市貴船本町九四六番地
川本　重作
明治三十八年三月二十一日生
右不在者に対し利害関係人下関市貴船本町九四六番地川本富子より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十八日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二六号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第三九三号
本籍並びに住所広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地
申立人　西保　禎蔵
本籍広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地、最後の住所ヒリツピン群島バンガシナン州ダクパン町
不在者　西保　光子
明治四十四年九月十八日生
本籍並びに最後の住所右不在者に同じ　西保　禎子
同　同
昭和十九年一月二十四日生
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立をしたので不在者は昭和二十七年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしなければならない。もしその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居る方は、右期日までにその旨を届出でられたい。
昭和二十七年三月二十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一六五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二二号
本籍長崎県南松浦郡北魚目村津和崎郷三八五番地、最後の住所下関市貴船本町九四六番地
川本　重作
明治三十八年三月二十一日生
右不在者に対し利害関係人下関市貴船本町九四六番地川本富子より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十八日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二六号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第九二一号
住所広島市薬研堀甲六番地
申立人　小原　要
本籍広島県双三郡板木村大字羽出庭甲九二番地、最後の住所福岡県遠賀郡折尾町番地不詳
不在者　小原イサノ
明治三十一年二月二十五日生
右の者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十五日午前十時まで当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪宣告を受けることになる又不在者の生死を知つても右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十二日
福岡家庭裁判所小倉支部

●昭和二十七年(家)第一二五号
宮古市蛯ヶ崎第一地割字上町九十番地
申立人　盛合　孝一
最後の住所　申立人の住所と同一
不在者　盛合　フキ
明治四十一年五月二十四日生
公示催告期日　昭和二十七年十一月二十八日午前九時
不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第三九三号
本籍並びに住所広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地
申立人　西保　禎蔵
本籍広島県安佐郡日浦村大字筒瀬三百八十三番地、最後の住所ヒリツピン群島バンガシナン州ダクパン町
不在者　西保　光子
明治四十四年九月十八日生
本籍並びに最後の住所右不在者に同じ　西保　禎子
同　同
昭和十九年一月二十四日生
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立をしたので不在者は昭和二十七年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしなければならない。もしその届出をしないときは失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居る方は、右期日までにその旨を届出でられたい。
昭和二十七年三月二十五日
広島家庭裁判所

●昭和二十七年(家)第一六五号
本籍山口県豊浦郡阿川村第四六六八番地、最後の住所朝鮮長箭港
不在者　河野　兼吉
明治十二年二月十七日生
右不在者に対し利害関係人豊浦郡阿川村四六六八番地、河野喜一より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第一九七号
本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町四五番地
不在者　藤永　ハル
明治二十四年三月二十六日生
右不在者に対し利害関係人下関市大字田中町四五番地藤永初二より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十五日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二二号
本籍長崎県南松浦郡北魚目村津和崎郷三八五番地、最後の住所下関市貴船本町九四六番地
川本　重作
明治三十八年三月二十一日生
右不在者に対し利害関係人下関市貴船本町九四六番地川本富子より失踪の申立をしたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者は右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年三月二十八日
山口家庭裁判所下関支部

●昭和二十七年(家)第二二六

右の者に対し愛知県東加茂郡旭村大字万町字九両根二十七番地高木利七の申立により当家庭裁判所は昭和七年七月十四日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年四月一日
名古屋家庭裁判所 岡崎支部

●昭和二十六年(家)第一三三号
本籍並びに最後の住所福岡県鞍手郡植木町二千二百八十四番地鞍手
明治七年七月八日生
右の者に対し福岡県鞍手郡植木町二千二百八十四番地中田蓬の申立により当裁判所は昭和二十七年一月十二日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年三月二十五日
福岡家庭裁判所直方支部

●昭和二十六年(家)第三三六号
本籍熊本県芦北郡日奈久町大字日奈久町百四十八番地、最後の住所昭和二十年七月日不詳満州国三江省鶴立県一二六師団工兵隊(満八三部隊)、今次戦争による生死不明者、元の官等級若しくは身分補充兵役陸軍工兵二等兵 山崎磯之助
大正六年四月十六日生
右の者に対し熊本県芦北郡日奈久町大字日奈久町百四十八番地山崎格の申立により当裁判所は昭和二十三年九月二日死亡したと看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年三月二十六日
熊本家庭裁判所八代支部

本籍熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵二八八八番地、最後の住所元満州国奉天市浪花通り三七番地
不在者 小野 輝麿
明治四十一年六月一日生
右に対し熊本県阿蘇郡小国町大字宮原一七四番地小野ツヤの申立により当裁判所は昭和二十七年三月十四日失踪の宣告をなした。

昭和二十七年三月二十八日
熊本家庭裁判所宮地支部

●昭和二十六年(家)第二一一号
本籍鹿児島市武町一六六〇番地、最後の住所鹿児島郡伊敷村小野四一一番戸
不在者 黒江宗太郎
慶応二年十月一日生
右の者に対し利害関係人住所鹿児島市武町一六六〇番地黒江ノキより失踪宣告の申立があり当裁判所は不在者黒江宗太郎を明治二十七年十二月三十一日死亡したものと見做しその失踪を宣告した。

昭和二十七年二月十九日
鹿児島家庭裁判所
家事審判官 内丸 廉

●昭和二十六年(家)第一二九五号
本籍宮城県玉造郡岩出山町字二ノ構百六十八番地、最後の住所不明
不在者 日黒 漁平
弘化四年八月八日生
右の者に対して利害関係人日黒懲四郎の申立により当裁判所は不在者が明治四十五年四月二十九日以来七年以上生死分明しないものと認めて失踪を宣告した。

昭和二十七年三月十日
仙台家庭裁判所古川支部

●昭和二十六年(家)第六五九号
本籍並びに最後の住所岩手県稗貫郡湯本村大字糠塚第五地割乙五十三番地
不在者 中島 一雄
大正十二年十月四日生
右の者に対し岩手県稗貫郡湯本村大字糠塚第五地割乙五十二番地中島吉よりの申立によつて当裁判所は昭和二十七年三月十四日失踪の宣告をした。

昭和二十七年四月一日
盛岡家庭裁判所花巻支部
家事審判官 降矢 艮

●昭和二十六年(家)第二七七号
本籍及び最後の住所北海道虻田郡虻田町字入江六十二番地
不在者 立谷 マサ
明治三十七年一月十九日生
右の者に対し北海道虻田郡虻田町字泉二百六十二番地立谷ヤスの申立により当裁判所は大正十二年六月日不詳死亡したものと看做し失踪を宣告した。

昭和二十七年三月十五日
札幌家庭裁判所室蘭支部

●昭和二十六年(家)第八六号
本籍及び最後の住所北海道沙流郡門別村字幾千世四百三十四番地
不在者 門別ウサメウク
明治二年一月十日生
右不在者に対し利害関係人門別八郎の失踪宣告申立により当裁判所は昭和二十六年七月二日公示催告を為したところ昭和二十七年三月十二日午前十時の公示催告期日迄に不在者生存の届出がないので不在者は大正十年三月五日以来七年間生死不明なりと認め左の通り審判する。

主文
不在者門別ウサメウクの失踪を宣告する

昭和二十七年三月十五日
札幌家庭裁判所 沛河支部

●昭和二十五年(家)第六五三号
本籍並びに最後の住所香川県木田郡平井町大字井上千八百六十八番地の一
安政五年一月二十五日生
右の者に対し、利害関係人香川県木田郡平井町大字井上千九百五十五番地、糸目除義の申立により当裁判所は昭和二十七年八月十四日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十七年三月十九日
高松家庭裁判所

○失踪宣告取消

●昭和二十七年(家)第一二七号
失踪宣告前の本籍新潟県三島郡日越村大字上除甲三千六百七十九番地、住所秋田郡前田村桂瀬四十八滝田 田中 臨司
明治三十二年十二月十七日生
右申立人に対して長岡区裁判所が昭和十二年二月八日に為した失踪宣告はこれを取消す。

昭和二十七年三月二十九日
秋田家庭裁判所大館支部
家事審判官 千々和政敏

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第一二六号
京都市下京区七條通西木屋町西入
太田登志雄
右代理人弁護士 種谷 東洋
右復代理人 川原 昇
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月二十二日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

(別紙)
(イ)株式銘柄 三井化学工業株式会社
株券種類及び数量 百株券一枚
株金額 金五千円也
記号番号 い新甲第一五三五五号
発行年月日 昭和二十四年四月十五日
発行者 三井化学工業株式会社
最終名義人 太田登志雄
最終所持人 同人
(ロ)株式銘柄 日本発送電株式会社
株券種類及び数量 五十株券十枚
金二万五千円
記号番号 い四五三五三九号、五三一一二号、三三一一一号、三三一一二号、三三一〇八号、三三一〇九号、ほ四一三四一〇八号、ほ四一三四一二二号
発行年月日 い号昭和十四年七月一五号、ほ号昭和十六年十一月三十日、ほ号昭和十七年六月一日
発行者 日本発送電株式会社
最終名義人 太田登志雄
最終所持人 同人

○債権者集会招集

破産者 厚生興業株式会社
右に対する昭和二十五年(フ)第一号破産事件につき債権者集会を左の如く当庁において招集する。

昭和二十七年五月八日午前十時
一日時
会議事項 破産管財人の終局計算の報告
右公告する。

昭和二十七年四月十六日
和歌山地方裁判所田辺支部

○第一回債権者集会及び一般の債権調査会期日変更

破産者 日新食品工業株式会社
右の者に対する昭和二十六年(フ)第七号破産事件に付昭和二十七年四月十五日午前十時の第一回の債権者集会及び一般の債権調査会期日を各昭和二十七年五月二十二日午前十時と変更す。

昭和二十七年四月十五日
名古屋地方裁判所
判事 山口正夫

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当組合は昭和二十七年三月三十日臨時総会の決議により解散しましたので当組合に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは、清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二十三日
名古屋市中区南園町二丁目一〇
中部日本砂糖協同組合
代表清算人 横井 鉄蔵

組織変更公告
昭和二十六年十一月二十日開催の臨時社員総会において総社員の一致を以て有限会社の組織を変更し三和木管株式会社となすことを決議致したから異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出で下さい。

昭和二十七年四月二十三日
徳島市田宮町字下の瀬二三の一
三和木管有限会社

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年三月四日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に申出は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月七日
横浜市南区上大岡町一五〇
横浜鋲染株式会社
代表清算人 柏田 忠一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月二日株主総会の決議により解散したので当会社に債権を有する方は昭和二十七年六月三十日迄に申出下さい。若し期間内に御申出なければ清算から除斥します。

昭和二十七年四月十八日
岡山市橋本町四十八番地
岡山県砂糖販売株式会社
代表清算人 前川小次郎

解散公告(第三回)
当組合は昭和二十七年四月三日組合員総会の決議により解散しましたから当組合に対し債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間に申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月四日
広島市西大工町五一番地
広島砂糖元受協同組合
清算人 青山 正

解散公告(第三回)
当法人は理事会の決議により昭和二十七年四月一日主務大臣に届出で解散しました旨就ては本法人に債権を有する人は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若し此期間内に申出ないときは清算から除斥されます。

昭和二十七年四月十五日
大阪市東区瓦町一丁目十四番地
財団法人近畿生産電力協会
清算人 馬場慈三郎

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年四月十日
大阪市東成区大成通二丁目四十八番地 株式会社美濃松商店
代表清算人 松村 六郎

解散公告(第二回)
当社は昭和二十七年二月九日社員総会の決議に依り解散した。当会社に対する債権者は、第一回公告の日から二箇月以内に申出られたい。若し右期間内に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年三月十日
大阪市城東区今橋中一丁目一百八十四番地
有限会社城東薬工品商会
清算人 野村 鉾次
同 松田清太郎
同 柴田清次郎

合併公告
昭和二十七年三月三十一日開催の下記会社の総会に於て(甲)西日本鉄工株式会社は(乙)合資会社藤田鉄工所を合併して其の権利義務を承継し(乙)合資会社藤田鉄工所は解散することを決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に其の旨申出られたい。右商法の規定により公告する。

昭和二十七年三月三十一日
熊本市春竹町九四一番地
(甲) 西日本鉄工株式会社
熊本市春竹町九八〇番地
(乙) 合資会社藤田鉄工所

合併公告
昭和二十七年四月十日開催の下記会社の株主総会において(甲)朝倉染布株式会社は(乙)朝倉精工合名会社を合併してその権利義務を承継し(乙)朝倉精工合名会社は解散することを決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月内にその旨を申し出でられたい。右商法の規定により公告する。

昭和二十七年四月十五日
桐生市浜松町一丁目八百七十八番地 (甲) 朝倉染布株式会社
桐生市浜松町一丁目八百七十八番地 (乙) 朝倉精工合名会社

減資公告
当社は昭和二十七年四月十五日の臨時株主総会の決議により資本金十六万円を金八万円に減少することになりましたので資本減少に異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に其の旨申出下されたく此段公告いたします。

昭和二十七年四月二十二日
長崎市井樋ノ口町三丁目六番地
三和製材工業株式会社

債権申出公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出がないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月十五日
大阪市東淀川区十三西之町五丁目十三番地の七
汎南興業株式会社
清算人 川田 寅雄

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年九月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので、当会社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月十九日
札幌市大通西二十五丁目二一七番地
株式会社新日本教育社
清算人 湯浅英五郎

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月四日の臨時社員総会の決議で解散したので当会社に債権のある方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月十日
長崎県下県郡厳原町大字今屋敷七百九番地 対馬鞭営株式会社
代表清人 国川亀次郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十七年四月十八日
東京市上京区五丁立売通千本東入田中町四七七番地
西陣興業有限会社
清算人 山本 義雄

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年四月三日
長崎県下県郡厳原町大字今屋敷七百九番地 対馬鞭営株式会社
代表清人 国川亀次郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十七年四月二十一日
東京市荒川区荒川一丁目九番地
株式会社井筒屋
清算人 石塚 佐助

債権申出公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月二十七日株主総会の決議により解散しましたについては当会社に債権を有せらるる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月十日
東京都中央区日本橋兜町一の三
寿産業株式会社
清算人 中川 孝三

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議に依り解散しました。当会社に債権のある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき場合は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二十一日
東京市荒川区浅草雷門一丁目九番地 株式会社井筒屋
清算人 石塚 佐助

債権申出公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十二月二十七日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十七年四月十八日
東京都中央区日本橋兜町一の三
寿産業株式会社
清算人 中川 孝三

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。

昭和二十七年四月三日
山市西本町二八四二番地
株式会社恵美寿屋商店
代表清算人 中谷 晴美

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年二月二十八日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二十三日
尼崎市北潮波町四五九番地
浪速遠洋漁業株式会社
清算人 岡川 健二

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月一日株主総会の決議により解散致しましたから当会社に債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年四月五日
京都市中京区丸太町通西洞院西入横鍛冶町十九番地 寿紙業株式会社
清算人 久米 太一

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十七年三月二十九日総会に於て解散を決議したので組合に債権を有する方は此の公告掲載の日から二箇月以内に御申出なきときは清算より除斥します。

昭和二十七年四月十六日
京都市上京区丸太町通千本東入中務町四九一番地
京都府宋蓑食品協同組合
清算人 戸田 寅吉
同 柴田 鹿雄

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年一月三十一日臨時株主総会の決議により解散した。当会社に対して債権ある者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年二月二十日
横浜市神奈川区高島台五十四番地 横浜海事株式会社
代表清算人 斎藤 正一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月二十日臨時総会の決議を以て解散しました。当社に対して債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出で下さい。右期間内に申出がない場合には清算から除斥せられます。

昭和二十七年四月二十三日
東京都板橋区志村本蓮沼町一八三番地 而至販売株式会社
清算人 中尾 清

第7587号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外 ◉附録 四月十九日付衆会第三十三号一六頁 三月官報物価号外目録一頁

田辺製薬

飛躍する..

Q.C.P.

ニッパス

結核化学療法剤

ニツパスは品質管理実施により品質が均一高純度であるため盛用されています。特に今回新しく発売いたしました**ニツパス糖衣錠**は純白のニツパス錠剤にエンテリツク・コーチング(特殊皮膜)が施してありますので小児や胃の弱い方でも胃をいためませんから安心して服用願えます。又結核性膿胸には注射用ニツパスが好結果を与えます。

肺結核(滲出性)、腸結核、喉頭結核、咽頭結核

糖衣錠　200錠
粉　末　100瓦　500瓦
錠　剤　200錠　500錠
注射用　1瓦、2瓦、3瓦各5管

会社合併公告

昭和二十七年四月二十日下記会社はその株主総会に於て中央紙器株式会社は川口製紙株式会社を合併してその権利義務を承継し川口製紙株式会社は解散することに決議しましたから異議ある債権者は本公告の日から二箇月間迄に下記会社にその旨申述相成たく公告致します。

昭和二十七年四月二十一日
東京都北区上十條町二番地
中央紙器株式会社
東京都北区上十條町二番地
川口製紙株式会社

解散公告

当会社は昭和二十七年一月十日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二十三日
秋田市牛島町字下窪二十番地
林製材株式会社
清算人　林　金太郎

解散公告(第一回)

当社は昭和二十七年一月三十一日株主総会の決議により解散しました。当社に対する債権者で本公告掲載の日から二箇月以内に申出のない方は清算から除斥します。

昭和二十七年二月一日
門司市大字門字一八九九番地
門司物産株式会社
清算人　福原　実

減資公告

昭和二十六年十二月二十五日臨時株主総会の決議により本社の資本金百万円を六十万円に減資します異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。

昭和二十七年四月二十一日
東京都世田谷区玉川奥沢町二の一五一
鳳和興業株式会社

株券無効公告

左の株券喪失の届出がありましたので無効とします。

川窪清一名義五株券ろ第一一号十株券は第三三号五十株券に第一一号新井章子名義五株券ろ第三七号　大塚幸江名義一株券自い第五〇号至第五一号　渡辺利男名義五株券第二増ろ第六三号

昭和二十七年四月二十日
日新自動車興業株式会社
株主各位

臨時株主総会決議公告

昭和二十七年四月十四日開催の当会社臨時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。

昭和二十七年四月十六日
株式会社大阪薬品新聞社
社長　生瀬　勝一

決議事項

取締役中島英吉郎を解任す其補欠として平松勉を取締役に選任す。

株式併合公告

当社は昭和二十七年四月十二日臨時株主総会に於て現在の株式十株を一株に併合して一株の金額を金五百円とする事を決議致しました。就而昭和二十七年七月十五日迄に現在御所有の株式全部を当社に御提出下さい。

昭和二十七年四月十五日
一宮市本町通七丁目十六番地
森林株式会社

林野庁監修

新しい森林計画

改訂五版発売

改正 森林法関係法令集

印刷庁発行

災害の連続により荒廃の危機にひんした森林資源を守るため、去る第十回国会に於ける森林法の全面的改正により、これまでの林政に一大転換が行われた。この画期的な意義ある法律に総ての関係法令を収録して、官公庁、市町村をはじめ関係業者、その他一般の人々に広く普及することになつた。

手取早く分る!!
関係者の座右!!

B6　一九〇一頁
定価　一〇〇円

販売所　全国各地の官報販売所・主要書店
又は印刷庁内直売代理部へ
東京都牛込局区内(振替)東京22013番

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三二一一五九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27. 3.

昭和二十七年四月二十三日　第七五八七号

昭和二十七年三月官報物価号外目録

第六号から第十号まで

告示

	日	号外	頁
●電気通信省、物価庁			
四　国際電報料金表の一部改正	8	一	一五
五　同右	8	一	一五
七　同右	8	一	一五
六　金フランに対する邦貨の換算割合の一部改正（五参照）	8	一	一五
七　国際電話通話料金表の一部改正	9	一	二七
●物価庁			
八　清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件の一部改正	6	一	一
一五　同右	10	一	三
九　焼ちゅう及び味りんの販売価格の統制額指定の件の一部改正	6	二	一
一六　同右	10	一	三
一〇　ビールの販売価格の統制額指定の件の一部改正	6	四	一
一七　同右	10	一	三
一一　酒類の表示様式等指定に関する件の一部改正	6	四	一
一八　同右	10	一	三
一二　清酒粕の販売価格の統制額指定	6	四	一
一三　統制額廃止（麻類の弗建輸入価格及び輸入諸掛の統制額指定の件）	7	一	二
一四　医薬品（細菌製剤）の販売価格の統制額指定の件の一部改正	8	一	一五
一五　（八参照）			
一六　（九参照）			
一七　（一〇参照）			
一八　（一一参照）			
一九　統制額廃止（カーボンブラックの販売価格の統制額指定の件）	10	一	三
二〇　同右（砂糖の販売価格の統制額指定の件）	10	一	三
二一　同右（砂糖の製造業者販売価格の統制額指定の件等）	10	一	三
二三　同右（幼児食C（栄養キャラメル）の販売価格の統制額指定の件等）	10	一	三
二三、同右（日本薬局方外医薬品ミノファーゲンA他七品の販売価格の統制額指定の件等）	10	一	三
二四　米麦等の食糧管理法第八條ノ二の販売業者の販売価格の統制額指定の件の一部改正	10	一	三

告示

公示

	日	号外	頁
●物価庁、日本専売公社			
三　昭和二十五年産ニコチン原料葉たばこルスチカ種の収納価格指定の件廃止	8	一	一五

三月発行物価号外

発行日	番号	頁
一	六	四
一一	七	四
一五	八	二
二七	九	四
三一	一〇	二

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は告示又は公示番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。

毎日曜日発行　明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

物価号外目録